

平成27年6月29日

第34回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第34回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年6月29日（月曜日）午後1時00分開会

出席委員（16名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	小野絹子君
	伊勢由典君	曾我ミヨ君

欠席委員（1名）

高橋卓也君

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部政策調整監	佐藤修一君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
建設部技監兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君	市民総務部次長兼総務課長	佐藤俊幸君
産業環境部次長兼商工港湾課長	佐藤達也君	会計管理者兼会計課長	高橋敏也君
市民総務部長 財政課長	末永量太君	産業環境部環境課長	菊池有司君
建設部土木課長	本多裕之君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局 長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

伊藤栄一委員及び高橋卓也委員から欠席の通告がありましたので、ご報告いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

これより議事に入ります。

それでは、付議事件2「東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について」を調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 去る2月26日開催の第17回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会で要求のございました資料につきましては、資料（その15）として4月24日にご配付させていただいておりますので、よろしくようお願いいたします。私からは以上であります。

○志賀委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、質疑の際には資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 じゃ、私のほうから若干の点について質疑をさせていただきます。

そこで、6月26日の日に委員長報告がありまして、その中で一つは72件の寄せ集めというものについて委員長報告がございました。そのときの委員長報告の中では、72件の中に所有者が立ち会いを希望していない家屋が解体して処理された物件が多数存在していたことを申し添えながら、前段鈴木孝至証人の関係で証言として発言があったのは、寄せ集めについては課長が決裁したもの、課長の指示であったというふうに言われております。

こういう証言がありましたので、まず、その辺で課長の指示として当時72件の寄せ集めを行ったのかどうか確認させていただきます。

○志賀委員長 菊池課長。

○菊池産業環境部環境課長 証人喚問でうちのほうの担当職員で証言しておりまして、その当時

決裁、もう平成23年度の出納閉鎖がもう間近ということで、あすにも提出しなければならないという中で、課内で相談をして、そういうまとめの処理をしたというところでございます。

課長につきましては、課長からは今言ったような形で、災害査定で平成23年度の解体の予算というのがもう決められておった状況でございます。

また、24年度については解体の予算が来るか来ないかわからないというような微妙な状況でありましたので、課長からは常に23年度で処理をするようにということでの指示を受けて行われたというふうに認識してございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ところが、その後の課長の答弁を聞きますと、なかなか明快な答えが返ってこなかったわけですね。いろいろ考えて、言ってみれば職員全体で行ったみたいな節の証言があったことを記憶しております。

そういうことで、課長の指示というのは課内でまとめて、つまり平成23年度の査定で詰まっている状況なので行ったというところの証言なのかなと思います。

そこで、もう一つお聞きしたいのは、実は資料請求を小委員会のほうで行いまして、本委員会の100条調査委員会のほうで先ほど述べた72件の解体について資料提出を求めましたが、しかし、市のほうの環境課のほうにはありませんでしたというお話と、回答が返ってきました。

そこで、なぜそういうことで、本来は必要な書類、解体の指示書あるいは実績指示書あるいは積算設計、精算設計書、業務報告書、いろいろそういうものの関係で、本来はあるべきものがなぜ塩竈市災害復旧連絡協議会のほうに移したのか。その辺について経過をちょっと確認させてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 浦戸のまとめた解体の一連の書類ということでのお尋ねでございました。ちょっとだけ、経過ということですので説明させていただきますと、まず、解体依頼が出まして調査をして、それで解体が始まるわけですがけれども、そのときにその解体の業務指示、それに基づいて指示数量表、これは調査をして面積なりなんなりが出ますので、指示数量表、これについては市のほうで作成をいたしまして、協議会にその原本を提出して協議会に解体をお願いするという形の内容になります。

当然その前段として、業務指示の起案といえますか、いわゆる内部決裁をいたします。内部決裁につきましては、解体件数が膨大でありましたので、1件で1つの起案ということでは

なくて、1つの起案で何件か分のもうまとめて起案するというような形になっておりますので、業務指示については1件1件ごとのそういったものは起案のほうには残っていないということの説明になります。

今度は、協議会から解体をしましたということで、業務の報告書が上がってまいります。業務の報告書とともに出てくるのは、市が作成した指示数量表に基づいてこういうふうな解体をしましたという実績数量表が協議会のほうから提出されます。これは協議会が作成するものでございます。

業務報告書と実績数量表というのは、協議会のほうで作成をすることになっております。

解体後、そういった形で協議会から業務完了報告書と実績数量表がセットで提出されるわけですが、今回そういったことで、まとめるに当たりまして、まとめた中でもう一度協議会に出し直してほしいということで、協議会から提出していただいた業務報告書と実績数量表については、協議会のほうにお返しをしているということでございます。

そういったことで行っている経過ということでご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 本来は、例えば102件の建物解体、一応市のほうに資料請求をして、今議長控室の隣のほうに議長控室のほうにありますけれども、本来は塩竈市が、いや私が質問したのは、本来塩竈市が保管しなきゃならない公文書ではないですかということで、なぜ協議会にそういう72件の書類ファイルが移されたのかというところを聞いているんです。

○志賀委員長 菊池課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、もう一度お話しいたしますけれども、協議会から上がってくるもの、業務報告書と実績数量表については協議会で作成したものでございます。これは、まとめるに当たり協議会にそのままお返しをしたというのがまず1つでございます。

その業務指示に当たりまして、書類がないのかということでのお尋ねだと思いますけれども、業務指示書は、先ほど言ったように、1つの起案でやりますので、1件ごとの業務指示書はこちらのほうには残っていないと。指示数量表については、先ほど申し上げたように、業務報告書と実績数量表をまとめに当たり、まとめる前のそういったものをお返しする際に指示数量表のほうも一緒に協議会のほうにお返ししているということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと答えになっていないような気がしますね。

それでは、具体的なお話をさせていただきます。例えば、私もその72件のファイルについて1件1件一つ一つ精査をしたわけなんです。それで、例えば2つか3つぐらいの事例でお話ししたほうが端的だと思いますので、例えば件名で言いましょうね。桂島のところの案件で、受付は「本-000187」なんです。名前言いません。その中で同意書がついていない。そういう文書になっているんですね。一応解体をしましたという書類は残っていますが、この関係で、例えば塩竈市から出された102件のファイルの中に含まれているんです。この「本-000187」、102件だろうと思うんですが、4つのケースが届けられましたよね。100条委員会のほうに。

例えば、今の具体的事例で申すと「本-000187」の桂島の方のものが一緒にあると。72件となぜ102件のファイルが一緒になっているのか。72件というのはある意味別ですよ。先ほどの説明だと。

その辺はどうなのでしょう。同じファイルがあること……、本当は一つのファイルになっているはずだと思うんですが、その辺どうなんですかね。

○志賀委員長 この「本-000187」のファイルが2つあるというご質問ですね。（「そうですね」の声あり）菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと「187」のその詳細につきましては、ちょっと今ここで答え難しいんですけども、今言ったように、102件の解体書類の中のそのうちの20件がこれまでの調査特別委員会でお示ししているように、102件のうちのそのうちの20件がその中にいろいろ取りまとめられた解体物件が含まれて……

○志賀委員長 質問の趣旨が違います。それに答えてください。そういうことを聞いているんじゃない。102件、「000187」が102件と寄せ集められたと。両方に入っているという質問です。そのことだけをお答えください。

○菊池産業環境部環境課長 わかりました。それはちょっとこちらで調べてお話ししたいと思います。今ちょっと申し上げられませんので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 100条委員会として資料提出した中で私もつぶさに見た上での確認ですので、2つのファイル、2つの書類が提出されているというのは確認をさせていただきます。

普通は絶対あり得ないですね。罹災届けが出され、そして必要な指示書、計測もするんでし

ようから、そういうことも含めて2つの文書が解体の書類があるというのは、これはあり得ない話ではないかというふうに思います。

それから次に、もう一つのこの同じ事案で言いますと、この関係でちょっと私も改めて昔出た書類との関係で確認をさせていただきました。

(その13) というところなんですね。(その13) の資料です。平成26年12月1日の当時の特別委員会の(その13) に浦戸地区における危険建物解体においてまとめられた72件に係る書類の不足状況一覧というのが86ページに載っております。

今述べた具体的な事案の「本-000187」が2つファイルあるということは指摘しておきました。

その上で、こちらのほうの72件のこの浦戸地区、86ページ、同資料ナンバー浦戸地区における解体においてまとめられた72件に係る書類の不足状況一覧というのを一応見ましたら、その中にはこの、例えば先ほど述べた「本-000187」がないんですね。その番号が。そうすると、こちらのほうの当時つくったこの書類の関係で言うとなんかということ、結局つくりかえたというか、信憑性が私はないのではないかと感じられるんですけども、その辺はどうなのかな。

お答えがちょっとなかなか難しいというんだったら、私だけの指摘だけにしておきますが、いずれにしても、例えば先ほど述べた「本-000187」、それからもう一つの事案、浦戸の、これも桂島で「浦-000006」も実はございません。この今(その13) の資料の中に。

果たしてこれが本当に正確を期す資料なのかなということで、私も奇異に感じます。その辺の関係はいかがなものでしょうか。

番号があってないということなんですね。

- 志賀委員長 ということは、こういうものが起こっているのはなぜかということですね。
(「そうですね。なぜかということです」の声あり) そのなぜかという質問についてお答えください。菊池環境課長。
- 菊池産業環境部環境課長 済みません。先ほどと同じように、済みませんが、不明な事項ありますので、調査したいと思います。ちょっと資料が今議会のほうにありますので、あとご相談差し上げたいと思います。
- 志賀委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 100条委員会ですから、つまり資料請求を求めて、私どもも閲覧しかできないもの

ですから、コピーも何もできませんので、一つ一つメモをした中での確認です。

そういうものがこの案件の中には含まれているということは、本委員会の中で、きょうの委員会の中でも指摘をしておきたいというふうに思います。

次に移ります。

委員長報告の中で、もう一つの事案として報告があったのは、100条委員会、これは本体の本100条委員会の中で当時の株式会社千葉鳶の千葉証人から有価物の不適切な処理をした3業者について発言があつて、過半100条委員会のほうに出席をしていただいたということで、当時の中澤氏とか宮本氏とか清野工務店の代表者の方、清野さんに来ていただきました。その際、私どもで証言をいただいた中で、越の浦の一次仮置き場については一切の仕切り表というんですか、諸帳票類検収表というんですか、あるいは領収書そのものは一切発行されなかった。加えて、写真も撮っていなかった。当時の管理については、6億2,000万円でしたかね。6億2,000万円については株式会社千葉鳶のほうで受託をして受注をして管理をしていたということがそのお三方の証言の中で浮き彫りになりました。

その辺の関係で、越の浦一次仮置き場の管理について、必要なものの資料として、当時の管理の仕方についてこの当委員会のほうに、100条委員会以前の、そういった関係の資料は出されたのでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 越の浦の仮置き場につきましては、これまでの説明ちよつとしていたかと思えますけれども、平成23年度はなかなかそういった数量が様式上できなかつたけれども、24年度からは様式をつくって、それで基づいて搬入記録をとっていたというお話をさせていただいております。

平成26年の1月21日の（その13）別冊というのがありまして、ここで1番と2番で平成23年度の越の浦の仮置き場の搬入表記録、あと2番では24年度の搬入表ということで、こちらのほうにその中身を載せているところでございます。

特に、24年度につきましては、県のほうの二次仮置き場の作業が24年の7月、8月から始まるというようなのもありまして、きっちり管理しなければならないということで、市と協議会とで協議をしまして、このような搬入表をつくりまして、これは解体業者が決まった際にはその解体業務指示書を渡すときにこの搬入表もお渡しして、これを作成して記入して越の浦の仮置き場のほうに解体物があれば持って行ってくださいというお話をしておりますので、

これについてはそれぞれ各解体業者さん、協議会の構成会員さんもお存じであろうかというふうにご認識しておるところでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと私の質問の趣旨がよく十分伝わらなかったと思います。

つまり、管理をしている千葉鳶の管理が、管理者が千葉鳶のほうでやっているということですので、そのつまりそういう伝票類、伝票類は出ていたのかどうか。そこをまず確認させてくださいというふうに私言ったはずですが。

業者さんに言ったというのはまた別ですよ。受け付けなかったならば、必ず仮置き場のほうでそういうもの、領収書なり、あるいは仕切り帳なり必ず発行するわけですが、それはどうだったのかというお尋ねなんです。

○志賀委員長 わかりましたか。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 繰り返しになりますが、平成24年度につきましては、この搬入表を作成して（「千葉鳶さんがつくったかつくらないかのことを聞いているわけです。それを教えてください」の声あり）わかりました。千葉鳶さんのほうは作成はしておりません。この搬入表を越の浦の管理業務を行っている千葉鳶さんが越の浦の仮置き場で受付でこの搬入表をいただくということで管理をしている。それが市のほうにも来ているということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 どうも質問の趣旨が伝わっていないようなんですけども、つまり、管理している側は当然ながら受領書なり写真なり撮ったり、あるいは領収書なり計量なり、あるいは仕切り表というのかな、そういうものを管理者が発行していたのですかと、こう聞いているんです。

○志賀委員長 だから、それはないそうです。（「ないんですか」の声あり）はい。伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、ないとすると、つまりはそこからの先ですよ。そこからのどれだけの一次仮置き場の管理で、例えば瓦れきですね、木材ですね。それから、コンクリートガラあるいは鉄、有価金属、こういうものはどういうふうにごチェックされていたんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 （その13）の別冊の、ちょっと平成24年度だけで説明して恐縮ですけども、3ページ、4ページ等を、5ページまでついていますけれども、こういった中に

どこどこで解体が行われた物件であるか、あと、解体業者はどこであるか、そういったことを含めて、あと登録してあるトラック、あと搬出元としてはその解体業者のほう、搬出先の現場責任者というのは、越の浦の管理業務を行っているところということで、あと種類につきましては、これまでも説明しておりますとおり、コンクリートガラでありますとか、木材、金属、そういったものをここに立米数で記録して、それを集計しているということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これ、平成27年1月21日に出された、(その13)別冊ということでよろしいんですよね。

先ほどの、要するに搬入表、平成23年度越の浦仮置き場震災廃棄物搬入表、それから平成24年度越の浦仮置き場廃棄物搬入表、これは例えばこれを見ると、1ページを見ますと、平成23年度解体業者Aというふうにしておきましょう。Aさんのところでやったということになっています。搬入表というふうには明記されております。

問題は、私聞いているのは、それは当然ながら解体の業者さんが搬入するためのこういった搬入表は受け取って搬入するよというふうになっているけれども、問題は私が聞いているのは、一次仮置き場の管理の際に受け取りましたよというものの、そういった受取表なり仕切り表なり写真があったんですかということを知っているんです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 越の浦で発行する受取表みたいなものはございませんでした。

この搬入表を結局解体業者が持ってくる際に、これは自主的に解体業者が保管したいのであれば解体業者がみずからこれをコピーをとって手元に置いておいて、こちらのものについては、越の浦の仮置き場のほうに受け付けのときにきちんと渡すと、このような状況になっております。(「写真とか何とかあったんですかと、それ聞いているんですよ。余計なことはいいですから、あったかないかだけ……」の声あり)

わかりました。写真とか受付、受領証といったものは発行していなかったということです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、宮本産業さん、それから中澤さん、それから清野工務店の各代表者の証言が正しいということになります。今の答弁を聞きますと。

そうすると、いかに不透明でずさんな管理だったのか。6億2,000万円、その先の流れにつ

いて一切我々は承知をしていません。100条委員会になってからその資料は一切出ていません。受注業者から。これは、委員長報告の中でもはっきりと示しております。

したがって、この問題について有価金属の問題にも発展すると、ちょっと論が長くなりますから、やはりそういうチェック体制が果たして塩竈市として機能していたのかと。ここを私はただしているんです。本来ならば、受け入れた先の伝票が塩竈市のほうに返ってきて、いろいろな種類の一次仮置き場に来ていましたよ。こういうことになるかと思いますが、その点で、塩竈市のチェック、例えば一次仮置き場で結構ですが、チェック体制は果たされていたんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 平成24年度については、こういった搬入表は塩竈市のほうにもありますので、そういった意味では相当程度チェックできていたと思います。

ただ、23年度につきましては、かなり震災後のああいっただ状況の中でございましたので、そういった搬入表を確認する体制あるいはそういったものを指導する体制も含めて、必ずしも十分ではなかった部分はあるかと思えますけれども、しかしながら、越の浦の仮置き場につきましては、建物解体のそういった廃棄物のみを持ってきてもらうということでもございました、それ以外のものが持ち込まれたりすると問題があるということもあるので、そういった程度の確認をきちんとしてくださいということで、車ごと車両番号ごと、あるいは何を持ってきたかということの日付ごとに区分して搬入の管理をしていたということで、その当時はできるだけことはやったというふうに考えております。

○志賀委員長 環境課でチェックしたんですかという問いかけですけれども、答えになっていません。部長、環境課でチェックしたんですかという問いかけですから、今のは答えじゃないですよ。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今のはちょっと環境課の話と現場の話とちょっとあわせて話しておりますけれども、そういった、平成23年度においては今申し上げたような状況でございましたので、そこにそういった管理をすることについては、環境課のほうでは相談を受けております。

そういった中において管理をその当時としてはできるだけの管理を環境課としてもしたというふうに考えております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 答えになっていないですね。私から言わせると。私が何を聞いたかという、担

当課は窓口、環境課ですから、そういった管理についてのチェックをしたんですか。そこだけなんです。うんと単純な質問です。それにお答えできるのか、できないのか。その点だけ聞いておきます。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 後ほど出されたときにチェックというのはしておりますけれども、そのときそのとき日時あるいは月時でチェックをしていたかということについては、ちょっとそのとき私もいたわけではないのでわかりませんが、必ずしも行き届いていなかった部分はあると思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 確かに震災のとき混乱はあったのかもしれませんが、3、4月ごろ。しかし、その後は事業は着々と進み、そういうことでの混乱はなかったはずですよ。

ですから、私が問いただしているのは、繰り返しになりますが、やはりこういう6億2,000万円、つまりそういう多額の金額についてチェックをしていたかどうかということの確認をさせていただいたということです。

これ以上論をしてもあれですけども、平行線になるのか。しかし、いずれにしてもはっきりしたことは、チェック機能は働かなかつたということはきちんと指摘をしておいて、私の質問を終わらせていただきます。

○志賀委員長 そのほか質問ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 私からも、私は浦戸の解体の寄せ集め関係についてちょっと確認をまたします。

何回も何回も質問の機会があるたびに解体関係していたんですが、その寄せ集めをしたというのは、いつの時点なんですか。さっき1件1件積み上げてしたと言うんですが、例えば先ほどの伊勢委員の中で決裁がまとまって、迫ってきているものですかというふうなお話だったんですが、全部2月、1月とか12月あたりの寄せ集めをしたという認識でいいんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 環境課の担当職員も証言していたかと思いますが、平成23年度の出納閉鎖というのがございました。23年度の予算で支払いできる期限ということでございます。5月の末ということでございますけれども、そこまでに支払いに回さなければならぬということで、その会計課に提出する期限ぎりぎりということで、4月の中下旬というふうな、こちらのほうで話があったかと思いますが、以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私だの、最初分厚い資料いっぱいいただいて、時系列的に見せてもらおうと、その寄せ集め関係、だったら何度も言うようですねけれども、作業指示出したときの時点で「0019」とか「0010」というのはもう800万円台のお金でもう計算されているんですよ。今の課長の答弁だと、出納閉鎖の4月か次の年、そうするとつじつまが合わないんですよ。

私無理難題言っているんじゃないよ。00019だの、00010というのは、たしかもう9月、早い時期でもうそういうふうには800万円だ何だというのをい出されてたじゃないですか。資料で。

そうすると、今の答弁だと出納閉鎖近いからというのは、じゃ我々議会に対して、委員会に対して当時課長はいなかったかもわからないけれども、そういう説明されても、課長もそういう認識しても我々ももっと困るんですよ。

なぜ寄せ集めしたんですかとかと聞くと、出納閉鎖に間に合うようにと。だけれども、もうその前にもう841万円だの860万円だのと、もうその時点で、作業指示する時点でもうこの金額決まっていたんですよ。だからおかしいと。前の委員会なんかでも聞いていたと思うんですよ。

ですから、その辺のことをちゃんとお話してもらわないと、我々何を信じていいんだからわからないんですよ。いや出納閉鎖近いからそのときに寄せ集めましたと。じゃ、寄せ集めする、その確認をすれば、この作業指示というのはもう23年の8、9月あたりにもう出しているんですよということ。

そうすると、金額だけがもう先に走っていったということですか。おかしいと思うんですよ。

そうすると、その内容を見ていくと、島が違ったり、企業が違ったり、だから、その辺のなぜ寄せ集めするんだったら隣近所のやればそれで済むというものをわざわざ野々島をやっていたのが寒風沢に行ったり、桂島のを合わせて寄せ集めましたと。それは、出納閉鎖の近くにやったんだたらいいけれども、もうその金額というのはもう9月あたりに出ていますよという。その説明してください。納得いくまで。

○志賀委員長 いいですか。寄せ集めが9月から既に行われているということを踏まえて教えてください。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 当初は、全て1件ずつ解体申請を受け取って、それぞれ個別に解体を行っていたということは、これまでも機会を持って申し上げてまいりました。

ただ、書類がやはりその時点で全部そろっていないというような状況もございましたが、やはり浦戸の島民の方々の状況とか、そういったことを考えまして、いずれ書類は集まってくるだろうということも踏まえて、現場の解体指示のほうは、もう先行させて協議会のほうにお願いをしたという経緯がございます。

その中で、いずれ書類が集まってくればきちんと支払いに回そうということで、そういうような流れで進んできているということでございます。

なぜ9月とかというふうになっているのかというお話でありましたけれども、これまでも説明したとおり、親と言っていますけれども、親にいわゆる子供の、そういったまとめられたのがぶら下がっている形でまとめて全部出していますけれども、その親の部分につきましては、正規の手続で書類も整っていると。解体も終わっているというところにそういうのを集めましたので、その親の部分のその解体の関係の時期については、そういう時期になっておりますので、そういった形に皆そろわせていただいたというのが実態でございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 親のほうという話今度されますけれども、だってこれ見ると「環-000346」で言うと、番号で言うと、申請親のものが24年になっていますよ。それで今課長が言うのは、約8カ月から9カ月前にもう申請されているんですけども、それを合わせるというのは、逆に「0001」あたりに合わせて、日にちが一番若いのに合わせてあと「00346」というのをくっつけたというんだったらわかるけれども、整合性が全然ないよ。

だから、金額を決めたのがいつなのかという作業指示、何回も前聞いていたんだよ。作業指示はもう9月ごろにやっていたんだよ。そのとき隠れていた72件が後から出てきたものだから、ああそれは寄せ集めたんですというふうな話なので、だから、そんなにもう800……、そのときの平米数で言うと600平米だの、うんと大きい家屋がないんじゃないかということで、我々資料出されたものでやっていた時点でもう寄せ集めが報告されているんだよ。

だから、全然合わないんじゃないのということなんですけど、どうなのかなと、こう思うんですよね。

○志賀委員長 どういうふうに、何をどういうふうに聞きますか。

○菊地委員 何をとって、全然発注も指示書も何も誰が検収して誰がその金額を出したんですか。話によると、例えば解体、被災された方が罹災証明を持って解体申請か瓦れき処理かはわか

りませんけれども、役所に来たと。そうすると、それをもって役所で環境課かどこかでその申請を受けたとすると。そうすると、連絡協議会さんのほうにこういう物件があるから、調査してくださいというふうにお願いしたと思うんですよ。

それを上がってきたものが金額がそのまま作業指示で出していたと。そして、そのものに支払いをします。そういう手順じゃないかなと思ったんですが、そのときにどうやって検収したんですかということは何度も聞いていたと思うんですけれども、明快な回答は出ていないので、どうなんですかと、改めて1件1件検収したのか。あと、皆さんが協議会の調査されたものを100%認知されて、それを正としてやっていたのか。

だから、私は……

○志賀委員長 質問のところをぱっと突いて質問してください。でないと、質問がぼやけて回答できないと思いますので。どこを聞きますか。まず聞きたいところを。

○菊地委員 済みません。その合わない部分、なぜ作業の流れの中で違うんじゃないですかと。金額。

○志賀委員長 合わないというのはどの部分、例えばどの物件でどう合わないということで説明問いかけて……。

○菊地委員 だから、「00019」にしても全部で800何万円の仕事をされています。しかしながら、島も違うし、企業も違うと。そして、先ほど言った出納閉鎖近くに寄せ集めをしたんだという答弁なので、

○志賀委員長 これは「00019」は、これは9月ですよ。（「はい」の声あり）じゃもう一回。これ「00019」は、9月にやっています。課長の答えは、締め切りが迫っていたからやったんだという話なんです、9月に既にそういうやり方をしているのに、なぜ締め切りまで全部そのほかのものは全部たまったんだという問いかけです。それに対してお答えください。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 繰り返しになるかもわかりませんが、まとめるというのは、本当に年度末ぎりぎりの話でありました。

○志賀委員長 課長、9月9日にもうそれをやっているの。まとめる作業はやっているんです。既に。9月9日にやっているんです。それで支払っているんです。そういう物件があるんです。その物件があるからこういう質問が出ているんです。既にやっているんだったら、何もためる必要はなかったでしょうという問いかけです。

○菊池産業環境部環境課長 完了年月日としては、9月30日という形で上がってきておりますけれども、結局それは親の正規の物件でありまして、それで後今後まとめられない物件が年度末に重なったということで、その親の物件に今言ったものを足し上げて年度末に出したということで、親については9月30日、あとそのほかの解体物件についてもそのような時期に行っております。

ただ、支払いの請求を回すときに年度末になったというようなことをございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 何かわからないんだけど、まとめられないからというんだけど、もうだっ作業指示するときもう八百何万円だのともう決めているんだよ。だからおかしいなと、こう思うんだけど、こういうやりとりの行ったり来たりだけになるのかなと思います。

じゃ、あとちょっと変えて聞きたいと思います。例えば、前にも聞いたんですけど、そのときたしかお答えしていただい……、部長だかにはしてもらったんですが、（その4）の資料の協議会の監査報告関係、あと議事録みたいなものの、これのこの間もページ405ページあたりの監査報告書というのがあります。それで、この間もこれでおかしいんじゃないのということで、証人に来ていただいて証人喚問して聞いたんですが、行政としてはこの附帯事項としてのこの文言をどのように認識されているのか。これも公文書だと思うんですよね。出されたもので。

そうすると、その見解をまた改めて聞きたいと思います。

○志賀委員長 どなたにお聞きしますか。（「小山産業環境部長」の声あり）小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 済みません。多分前回は菊池課長答えたと思うんですけど、同じことになるかと思いますが、この当時こういった形で出されたんですが、その後調べたところ、問題はなかったというふうなことを報告受けております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そして、その次の406ページのところに102件の浦戸地区の解体の詳細がなかったことで報道がありましたと。102件については、災害復旧連絡協議会のほうに一応委託されています。解体された方は、ここに書かれてある4業者になっていますと、こうなっているんだけど、ここではもう102件の委託しかしていないというんですよね。だから、この時点でもう寄せ集めも入っていたということになるんですよね。

ですから、その先ほどの寄せ集めが出納閉鎖に近づいたからどうのこうのという問題ではな

いんじゃないのと。その辺をどう我々が理解すればいいのかお答え願いたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほど来申し上げております出納閉鎖というのは、平成23年度の処理ということでございます。

こちらの精算報告会につきましては、平成25年の6月25日の内容でございますので、それ以降ということで、こういった事実が協議会のほうでも報告されているということでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、この時点で連絡協議会さんのほうは102件しか委託されていないんじゃないのという。そういうふうに私はとるのね。

○志賀委員長 その時点というのはどの時点なのか。（「いや、この……」の声あり）その2月、25年の6月25日。

○菊地委員 14日の報告書の以前に、だから寄せ集めが云々だと言われても、その先ほどいった順番で言うともう23年の9月あたりにもう102件分の作業指示が出ていたんじゃないのと。寄せ集めをして。それが出納閉鎖に間に合うように合わせたんですと言われるから、違うんじゃないですかと、その確認をしているわけなので、納得のいくように説明してください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 証人喚問で環境課の職員もお話ししておりましたとおり、出納閉鎖ということは、これまで同様、そのような形でお答えさせていただきたいと思います。

なお、その際に協議会のほうに個別の業務報告書と実績数量表については、まとめるに当たってまとめた数量でまた報告を出し直してくださいというお願いをその年度末近くに行っているということでございますので、ご理解をお願いしたいと。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そのまとめるに当たると、何をまとめるんだか。金額合わせをするわけじゃないだろうし、だって、23年のもう早い時期に作業指示として八百何万円台というのを発注しているんですよ。それなのに、なぜその寄せ集めという、後からの報告になったのも事実だし、そこが私は理解できない。普通の行政として、本当に曖昧じゃないかなと、そういうのが思うんですよ。

あと、細かいことを言っていくと、ぶり返すようになるんですが、写真もない。あと、流さ

れた流出したと言っているのにも解体になっている。だから、その辺がどういうふうに我々が理解したらいいんだか。行政ってその都度その都度やり方変えるんですか。手法。一貫性がないんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 常に事務処理は同じ形で行って来ておったところです。何回も申し上げますが、その年度末の段階でこのような、ちょっと苦慮した内容の中でそういった作業をしたということでご理解をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ご理解をしてくださいと言われてもなかなか理解できないものがあります。

だから、いろいろなことで言うと、解体関係でも荒川前部長さんも来たときに、印鑑の貸していたのをどうのこうのと、預けていたと。そういうことも常に行政ってしているんですか。これは副市長に聞いたほうがいいんですか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 印鑑は、決裁権者の責任のもとで押しますので、その責任のもとで印鑑を押しますから、印鑑を預けて決裁をしろということはありません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 荒川さんは3個くらい持っていてお願いしたかもわからないというふうに証言していましたので、ないと。

日付とかは決裁するとき日付なんかは確認、一番最初に日付確認するんじゃないかなと思うんですが、日付入っていないというのがほとんどの書類あったんですが、その辺はどう当局の事務の責任者としてそういうのをどう理解すればいいですか。日付入っていない……。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 基本的には日付なり起案者の名前なり判こなりというのがないということ、これはまずいと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 数ある書類の中に1枚くらいだったらわかるんですよ。その出されてきた資料ほとんど日付ないというのが、ですから、そういう日付のないものが行政としてあるんだかねと。

ちょっとそういう私からすると、だから臨時議会とかなんかあったときもちゃんと検収していたんですかと。協議会から請求上がってきたものにちゃんと払っていましたと。そういう

ふうに言われていたけれども、では協議会のその請求書と下請に出しているのかどうかわかりませんが、そういったものの事業内容だの検収していたんですかと、何回も聞いていたんですけども、今回合わないものが出てきているということがどういうことなのかというふうな思いがあります。

あと、そういった意味で、先ほど副市長のほうから（その15）という資料、4月に出しましたよと言うんですが、この訂正があったということは、どういうふうに理解すればいいんですか。

○志賀委員長 それはどこの部分で、ちゃんと示してください。

○菊地委員 （その15）のページ数で言うと256とか、金額のところもこうなって、これがそしてどういうふうな結末になるんですか。この数量が変わってきての。出来高……。お願いします。

○志賀委員長 瓦れき運搬の件ですね。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 4月24日提出の（その15）の206ページになろうかと思えます。2月の調査特別委員会でいろいろご指摘をいただきまして、数字の数量の違いが結構あるのではないかということで、それを受けまして、今回この資料をつくらせていただきました。

改めて、済みません。説明させていただきますけれども、当初の積算額は1億300万円ほどで積算をさせていただいたということでございます。

協議会のほうにも現場を見ていただいて、見積もりをとったところ、これが9,786万円ということで、協議会が落札をしたと。この契約金額により業務の遂行をやるということになっております。

それぞれ月々の支払いはその業務の出来高に応じて払いましょうということになりまして、この間お示したような、ああいう数量になるわけですけれども、その数量については、ここに、真ん中の表にありますとおり、協議会から上がってきた実績数量表をそのまま金額をきちんと上げますと、一番左側のほうにありますけれども、1億479万2,100円というような積み上げになろうかということでございます。

ただ、これにつきましては、今言ったように、業務請負という形で、浦戸諸島4島の瓦れきを仮置き場、浦戸の仮置き場まで持っていくという作業を9,786万円で行っておりますので、全体の金額は9,786万円ということで、これは動かないという形でお話をさせていただきたいと思えます。

過払いという形にはなっていないということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 過払いとはなっていないと言うけれども、じゃ、前出ていたその資料の整合性と言われても、じゃ何だったんですか。前の資料。私たちに出示してくる資料というのは何だったんですか。おかしいと思いませんか。

それで調べてくださいと言われたって、何を信じて我々調べればいいんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 お答え申し上げます。

これにつきましては、今担当課長言ったように、最終的には過払いということではなくておさまってはいるものの、もちろん当初からお出した数値については、やはり担当者のほうでそれぞれ毎月の出来高が上がってきたものから書類を作成する際に転記ミスをしたり、そういうことをした中で、結果的にはこういった資料をお出したということになります。

当然これは、当時私も平成23年の6月から産業環境部の次長という立場でございまして、その直後にこれ起案しているもので、私もこれ判こ押しております。本当に、そういう意味でも私自身も含めてそういったものチェック、担当者と同じレベルではもちろんできませんが、ピックアップしてチェックするなりすれば、そういったところのミスも当然防げて、そういったものをお出しすることには至らなかったと思います。

そういったことを含めて反省申し上げますし、そういったことについてはおわび申し上げます。以上でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 転記ミスと言われますけれども、転記ミスだけで済むんですか。だって、ずっと出して、これで議論ずっとしてきたんだよ。それが最終のほうに転記ミスでしたと言われて……、転記ミスと今部長言われたけれども、これは向こうの資料そのままよこしたと最初聞いたと思うんですけれども、その表、何も転記する何物もないと思うんですよ。向こうから渡された資料なんですよ。転記ミスじゃないんじゃない。向こうが、協議会が曖昧な処理をしていたというふうに私はとるんですけれども、部長が何を転記ミスしたのかわかりませんけれども、それは違うんじゃないかしらと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今回の菊地委員のご質問ですが、平成27年2月13日の（その14）の資

料でそういったのが出てきたということでございますが、今お手元でございますでしょうか。10月分の支払いで24、25、26ページについているものが協議会から上がってくる実績数量表の報告でございます。

それを一まとめにする際、計算とかしやすくするために一まとめにしたものが23ページ、その前の23ページになりますが、この段階で転記ミスをしてしまったということで、これ環境課の職員も証人でお話し申し上げていたところでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 じゃ、私のほうからも質問させていただきます。

まず、この浦戸の災害廃棄物の瓦れきの撤去業務の中で、仕様書があるわけですが、普通仕様書といいますとやっぱり工事関係で細かな内容をここで記載をして、このとおりにやっていただくというふうに捉えておりますが、そういった考え方でよろしいですか。まず。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 基本的にそういう形で行っていただくということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この中で、この浦戸災害廃棄物撤去業務委託仕様書、この中で5項目めに請負人は着手前に現地確認書、委託業務工程表、再資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、それから建設廃棄物が発生する場合には建設廃棄物処理計画を提出し、監督者の承認を受けることという、そういう条文があるわけですが、今回この100条委員会を設置しまして、資料請求として、この中の委託業務工程表、再資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、建築廃棄物が発生する場合は建築廃棄物処理計画書、それから、出来形図というんですかね。こういったものを資料請求してきたわけですが、この市からの回答で、当業務においては2ないし6までの書類については作成しておりませんと。1、7から9については提出済みと書いてありますけれども、この2から6までの書類については作成しておりませんって、作成しないものをなぜこの仕様書に載つけたのか。本当に作成していないのか、普通はこの計画、いわゆる契約の段階で仕様書つくっているわけですから、前まである仕様書であって、それをただ単にこれでぽっとつくりかえたあれじゃないと思うんですよ。私は。

そんな意味で、なぜこれがつくられていなかったのかという、そういう回答が来ていますが、的確な理由を教えてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 （その14）の資料の契約書のところ、115ページということで……115ページになろうかと思えます。仕様書の5番目、あとは13番目に今言ったような内容が書かれております。この中では主に建設副産物の話で、再資源利用計画書とか利用促進計画書、あと建設廃棄物処理計画書というようなのが提出ということになっておりますけれども、こちらの建設副産物につきましては、土木工事とか建設工事をやる際に発生する副産物ということで、今回の、済みません。この瓦れき撤去業務委託に関しては、浦戸に津波被害や震災被害で散乱した瓦れきを収集運搬して片づける、一次仮置き場まで持っていくというような作業になりますので、本来であればこの建設副産物が発生する想定に当たる業務ではないわけですが、念のためといいますか、こういった仕様書の中にそういった言葉を入れさせていただいているということでございます。

建設副産物が発生した場合にはという形で、この表現がとられていると思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、ちょっと話がおかしいのとは違いますかね。いわゆる、これは建築するのではないからというような回答ですね。早い話が。でも、もう最初からタイトルの的には瓦れきの撤去業務委託になるわけですから、もう最初から想定されることは決まっているので、じゃ要らないというのであれば、なぜここに入れたんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今菊池担当課長が答弁したとおりでございます。当時としては、この先の瓦れき撤去を含めてどういったことが発生するかというようなことが必ずしも見通しができない部分があったので、こういった項目を入れさせていただいていたというふうなことでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それまたおかしいですよ。じゃ、この中で委託業務工程表というのは、工程表は大体いつからいつまで、いわゆる計画書じゃないですか。これなんかないというのも、出せないという、つくっていないというのはおかしい話だし、また、資源の再資源利用計画と書いてありますけれども、何かの有価物は出てくるは確かですね。これね。なぜこれが出てこないのか。

それから、再資源利用計画書とか、これ瓦れき処理だつてみんな当てはまる項目ではありま

せんか。私はそういうふうにはこれは見ますけれども、そういうふうにとれませんか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今部長申し上げたとおり、その時点で何が事態として起こるかわからないというような要因も含めまして、仕様書のほうに書いておりましたけれども、浦戸の今回のこの瓦れき撤去業務という内容については、何回も繰り返し申し上げますが、浦戸の散乱瓦れきを浦戸の定められた一次仮置き場まで運ぶ作業としてこの業務をお願いしております。

仮置き場で分別されたものにつきましては、今度県のほうで搬出して、最終処理してほとんどがリサイクルされておりますので、そちらのほうで行われているということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、ですから、そこまで考えているのであれば、もう最初からこういうものはつくる必要なかったということだよね。本当に必要な内容だけを仕様書に載つけるのが普通じゃないですか。

ですから、こういうことも考えられそうだから、とりあえずみんな上げておこうとか、そういうのは私は私も仕事でいろいろやりましたけれども、そういう一切関係ないことは記載はしないし、必要最小限でみんな網羅して掲載するはずですけども、市の考え方としては、そういう大ざっぱというか、そういうあれでみんなほかの工事もやられているんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 広く全般については、ちょっとわかりかねる部分もございますけれども、少なくともこのときは、ちょっと本当に未曾有の震災後の撤去業務ということだったので、こういったことで記載させていただいたということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あと、話をちょっと変えますけれども、今回この瓦れき処理を協議会に委託しているわけですけども、これ最終というか、決定はどなたがされているのか。この協議会にこれを発注するのは、どなたがいわゆる発注の責任者というか、決定者なんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 同じ書類の、141ページございますけれども、こちらで起案をとって、これは市長決裁でさせていただいております。以上です。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 最終的に判断したということであれば、塩竈市長として判断をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、その協議会のことなんですが、協議会の傘下の企業がありますが、作業によって島関係はこことか、こことか、いろいろ手分けをしてやっているわけですが、その業者の把握は、ちゃんとやられて……、この物件についてはこうだ、この物件についてはどうだという、それぞれの傘下の企業名といいますか、会社名はちゃんと把握はされていますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 協議会にお願いするに当たり、当然浦戸の島のほうの作業になりますので、やっぱり重機とか運搬船とか、その他そういった能力を有する方々にお願いするというので、協議会のほうと確認をとっておるところでございますので、これまでお話し申し上げていた解体業務で東華建設さんとか東北重機工事さんがやられていたというような形でこの辺の作業もそういった形で認識しているところでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、全部把握されていたということによろしいんですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 繰り返しになりますが、メインとなる主体的な業者ということで今お答え申し上げて、やはりいろいろな細かい中ではいろいろなそのほかの協議会の会員も手伝ったりというようなことはあったというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、話をちょっと次の問題に移りますけれども、この間26日に6月定例会最終日で委員長報告があったわけですが、その中で、環境課の係員の方に来ていただいて、証人喚問をしたわけですが、その結果の中で、菊池課長もこの折には後ろで傍聴されていたので、話はよく聞いているかとは思いますが、7、8、9、10と4カ月間作業が、瓦れきの運搬業務が行われているわけですが、この中で、いわゆる数量の違うところが出てきていると。それも量が2倍違うところもあると。そして、忙しいといった。10月については一切ミスがないという、こういう疑問点が委員長報告で指摘をされているわけですが、これは、本人はいわゆる間違えたという、そういう回答をされていたと思

ますというか、しました。それを菊池課長も傍聴されていたと思うんですが、こういったこの違い、仕事の中のミス、これはどういうふうに捉えて、その後あれから何日間たちますかね。4月15日ですから、大分前のことですよね。証人喚問は。ですから、その後の環境課としての対応、市の対応はどういうふうにされていて、どういう扱いになっているのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 私は、4月15日は環境課の一般職員ということでの喚問でしたので、休暇をとって傍聴させていただいて、今言ったようなお話は何っておりました。転記ミスということで、ちょっと余りにも数が多いのではないかという、いろいろな委員からのご指摘を私も自分なりにそれを受けとめて、身につまされて……、そういう思いでありましたけれども、今言ったように、今後においては震災といえども業務が大変であったという中でも、やはりきちんと事務処理をしなければ、やはりいろいろな問題が生じるであろうということもありまして、その後私どものほうでも一層私も課内の決裁権者としてそういったことで注意してやっているところでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 最後のほう、何かよく聞こえなかったんですが、今こういったことがあった事実に関しては、どういうふうに捉えて、どういったアクションをとっているのかということをお聞きしているんですが、あとは、できればその責任の所在というか、どういうふうに捉えているのか。そこをちょっとお願いしたいんですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 一応そういった数量の違いとか間違いがあつて、ちょっと先ほどは契約金額については動かないというか、ちょっとそういうご説明をさせていただきましたけれども、このような形で問題になっていることを踏まえ、近いうちちょっと県とかに行つて、この辺の経緯をご相談して、いろいろあとご指導も受けて対応してまいりたいというふうを考えております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、このミスについては、そんな難しい計算とか込み合ったあれではなくて、もう何ていうことない数字の話なんですよね。それがなぜ間違えるのかという、間違えること自体が不思議に思うんですが、そういう疑問点はその喚問のとき課長は考えていないとい

うか、そういうふうには思いませんでしたか。そこをちょっとお聞きしたいと。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 当時私はおりませんでしたが、こういった経緯なりご説明したり、いろいろな証言を聞くにつれ、ちょっとそういったことではちょっと信じられないようなところもありましたけれども、あのときのやっぱり、震災で環境課大変な中で本当に作業をしておったという中では、本当にこういったことも起こり得たのかなということも考えておるところでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 何か数量はたしか数値が込み合っていたのは10月なんですけれども、10月は間違いないと。それで、8月がごそつと間違えているという、逆だったかな。どっちかが逆ですね。どっちかだったと思うんですが、そんなわけで、不思議な現象というか、というふうには私は捉えているわけなんですけれども、じゃ、次に移りたいんですが、今回の証人喚問で事務局、それから協議会に傘下にあった企業との関係の証人喚問を行ったわけなんですけれども、その中でいわゆる協議会側の事務局が支払い内訳明細書というものを業者にそれを出して、業者がそれに基づいて請求を上げているというシステムになっているんですね。

これをいわゆるこれをまとめたものが市にあとは請求が来るわけなんですけれども、こういう状況になっていたと。実際は本来であればその傘下にある企業がそれぞれが請求書を書いて協議会側に、それをある程度査定して問題なければそれで受けてという、それをもとに市に出すんだらうというのが本来の私が考える一般的な正規な形かなと思うんですが、実際は事務局側でいわゆる内訳明細書というものをつくって、それで上げさせていたと。それで市も支払っていたと。それをもとに、大もとがそこになっていると。この事実をお聞きになって、どういうふうに思われますかね。そこをちょっと何人かにお伺いしたいんですが。

○志賀委員長 誰々に聞きますか。

○鎌田委員 まずじゃ、部長からいきますかね。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今のお話は、まず、下請というか協力業者、協議会の傘下の方が請求書を出してから支払うということじゃなくて、最初に事務局から内訳明細書なるものがその関係業者に行って、それをもとに請求書をつくったような形になっているということ（「請求書はつくっていない」の声あり）つくっていないんですか。（「つくっていないの」の声あり）

り)内訳明細書を(「内訳明細書だけでお金払っていると。という不思議な現象があるということ」の声あり)ちょっとその辺のどういったやりとりであったかというのは、存じておりませんでした。

また、それについては、ちょっといろいろ特別委員会の中で関係業者さんのほうが証言した際の内容でいくと、野帳なりそういったもので記録したものを出していたということは聞いていたので、そういったものがもしかするとベースになって、内訳明細書なるものが関連業者さんのほうに行ったということなのかなと、ちょっとそういった、今は印象を持っております。

○志賀委員長 あとはいいですか。聞かなくても。鎌田委員。

○鎌田委員 そういった野帳やら出したというあれもありますけれども、一番最初の東北重機工事さんについては、ちゃんと請求は上げているんですね。それで進んだにもかかわらず、ほかの部分については、請求書を上げていないと。請求書というか、その内訳を上げていないと。いわゆる千葉篤さんがこれで上げなさいという下書きをつくって、それをもとに額面の表紙をつけて上げていると。

実際今回の資料請求で出したのは、その請求の明細書がなくて、この内訳書が出てきたと。この内訳書は誰がつくったのと言ったら、千葉篤さんですと。事務局ですという形になっているんですね。

こういう形が望ましいのか。問題と思わないのかを、そこをじゃ副市長お願いできますかね。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 作業明細については、あり方でございます。ちょっと私は鎌田委員おっしゃっている証人喚問のやりとりについては、ちょっと存じ上げていませんので、軽々に物事をこうですというのはお答えできかねますが、本来でありますならば、我々いわゆる受注者から上がってくる、いわゆる作業報告書とあと受注者と受注者から委託を受けたその企業とのやりとりについては、ちょっとどうあるべきかということについては、私もご答弁しかねますが、まずはしっかりとした受注者側から業務報告はいただくのが、これはルールだと思います。

あとのそちらの元請とやらせたところのその作業日報なりあるいは受注明細についてはそれぞれのルールがあらうかと思しますので、突っ込んだ答弁は差し控えさせていただきます。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それが一社ぐらいであればあれですけども、全部そういう形で進めてきているということ自体が本来で言えばルール違反というか、と私は思うんですよ。

そういったもので成り立ったものを市でよく確認していたのか、していないのか、上がってきたものの精査をきちんとしていたのかどうかはわかりませんが、支払いがそこでなされていたということは事実なことは事実なんですね。

次、話をもう一つ移したいと思いますが、今度は有価物についてです。

今回の証人喚問では前議長も証人喚問で出ていただきました。結局は記憶がないような話で終わりなんですね。議長までやった人が記憶がないというのはちょっと変な話で、現にこの論議はずっとし続けてきているんですから、ここちょっともう2年、3年過ぎて、何もタッチしていないのであればそういった話もわかりますけれども、記憶にないというのは、不思議な話だというふうに私は思いました。

そして、これが24年の11月でしたっけ。出た話なんですけど、そして、これは副市長にも話をしましたが、産業建設の常任委員協議会でそういった話が出たので、それでというようなことで、1社について自社処理しているところがあってという回答は今までもらいました。

今回の千葉篤さんの証言では、3社について数量が違うということで上げてくれましたね。その方について今回証人喚問をしたわけです。

そうすると、有価物については、受け入れ側、越の浦では何ら先ほど伊勢委員からも質問ありましたけれども、チェック体制が一つもないと。受取書も何もないという、そういう中で、本人はその千葉篤さんは把握してという話をされていたんですが、把握するすべがないはずなのに、そういった質問をされているんですね。言っているんですね。

実際は、私が全部総合すると、ここで聞いていた人たちはそういうふうに思うと思うんですが、その産業建設常任委員協議会で嶺岸議員が発言した内容について、後で業者は誰なんだということをお聞きになったのとは違うのかなというふうに思うんですが、副市長、いかがですか。自社処理があるということから来ているとは私それだけでは思えないんですよ。もうその段階で、3社の名前が嶺岸議員からお聞きになったのとは違いますか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 24年の11月の産業建設常任委員協議会でそういった、実は市長も私もその協議会にはご存じのとおり出ておりませんので、担当部長からそういったやりとりがあったという報告はいただきました。

そして、当時の委員長から当局としてもしっかりと調べる必要があるんじゃないかというような指摘を受けましたので、そういった報告を委員長から受けましたので、我々としては、何度も申し上げますが、有価物の発生する発注案件につきましてチェックさせていただきました。

その際、私は委員会でも自社処分された企業があったということしか申し上げていませんし、あと、我々が推計した量から乖離のあった部分については電話で照会させていただいたということで、特定の企業名は私自身は挙げておりませんので、そういう部分で、お聞きいただきたいと思います。

それで、自社処分された、チェックをしまして、それで1社が自社処分されているということでありましたので、まずはその会社に本来でしたら呼びましたんです。来てくださいとお願いしたんですが、その社長が12月の頭ごろちょっと都合悪いということで、じゃ私が参りますと、急ぐ話ですからということで行って、その社長には自社処分された、どういう管理されていたかと言ったら、もう処分したと。ならば、そのトン数と金額につきましては、協議会のほうに、市に払うというから、いや、それは違います。協議会に委託していますので、協議会のほうにお支払くださいということで、まずはそこでお話しました。

あと、実際の推計と搬入録、23年は搬入録、あと24年は実際に伝票渡している状況ありますので、これらについては、我々推計をした上でその担当のほうからちょっと乖離のある企業には照会をして、間違いなく運んでいますと。それ以上我々調査する何物もありませんので、わかりましたということで、そういう部分のお話は25年の1月30日のたしか建設協議会のほうに報告させていただいたと思っています。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あの際に、荒川前部長にも証人喚問でお聞きはしているんですが、その中で、やっぱり数量に乖離があるという話が出たんですね。じゃ、乖離があるっていうことは差があるということですよ。その差ということは、何引く何なのか。それを上げさせたもとなる数量は何なのという、それを言ってもらいましたけれども、どうもどう質問しても出てこなかったという経緯があるんですね。

そして、この千葉篤さんがいわゆる管理をちゃんとされていたのであれば、どの企業がどれだけ持ってきてこうだということを、入荷数量をきちんと確認しているのであれば、有価物やら何やらの量、それも伝票もない、何もない中で、管理したとは到底言えない状況のはず

だったのに、なぜ千葉篤さんがこことこことこ、3つ挙げているという、そこ自体が不思議な話なんですよ。

ですから、建物を壊せばどのぐらい出てくるというのはそれはわかります。でも、通常受け入れ側で常に確認していれば別ですけども、確認されていないんです。されていない中で、なぜその3社を割り出すことができたのかということなんですよ。これはどう考えてもそれは無理な話ですよ。

そうすると、この産業建設常任委員協議会でそこでは企業名は挙げなかったけれども、裏でというのは表現悪いですけども、後で議員さんどういいう会社なんですかという話になって聞いたのがこの3社ではありませんかというふうな質問なんです、それが一番自然な形だなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 何度も申し上げます。私は、特定企業名を挙げていませんし、何社とは申し上げていません。自社処分1社。あと、数社について乖離がありましたという話をして、それで電話で調査させていただきました。

なぜわかるんですかということですけども、協議会の資料ちょっと……、RSコードとかSS、そういったような企業解体については、有価物が発生すると、いわゆる金属が。それについては推計量、もう議会のほうにお示しをして、それをもって解体された業者の企業の方々の搬入録を調整しました。搬入録ですよ。誰かに諮ってどうこうでなくて、越の浦処分場に持っていった搬入録、2トン車、1回であれば2トン発生しただろうと。そういうような、本当に推計を出して、そして乖離のあったところについては調査をさせていただいたということで、決して何社とかどこことというようなお話は申し上げておりませんので、ご理解いただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、もう3社の方においでいただいた人たちは、何らチェックはなかったと証言されているんですよ。そうすると、その人たちはちゃんと宣誓までしてくれました。その人たちがうそなのかということになりますよね。そうすると。

そして、その受け入れ側であった事務局の千葉篤さんは、宣誓はしていません。ですから、こういう理由で宣誓は拒否できるんですよという、それを2回ぐらい確認したと思うんですけども、そんな中でもそういう話を宣誓をしなかったのもう信憑性はない話ですけども、

ども、彼が事務局の千葉鳶さんが管理しているというのは、全くのうそだと私は思うんですよ。

宣誓してまでそこまで証言してくれるのであれば、ちょっと信憑性は増すんだろうけれども、ですから、自然的な考え方から言うと、そういうふうになるのがそうだろうと。一番いいのは、本人が知っているはずですから、そんな記憶もないなんていうのはうそな話ですから、もう言ってもらえば一番手っ取り早い話ですけども、そんなわけで質問を終わります。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 何度も申し上げます。鎌田委員、私は今挙げられた証人に出られた、その企業名のところと私は特定しておりませんので、これはご理解してご質問いただければと思います。以上であります。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 じゃ、私のほうからも質問させていただきます。

この協議会の資料その4についてちょっと質問します。

協議会が浦戸諸島で支払ったという金額を協議会から出た通帳と照合しました。そうすると、平成24年3月12日と24年3月21日のときに5,000万円と2,000万円のお金が出ているというふうになっておりますけれども、8,000万円と4,000万円のお金でした。ということは、この報告のそのものが虚偽記載に当たるんですけども、それをどのような感じで受けとめているのか、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○志賀委員長 どなたですか。（「どなたでも結構です」の声あり）菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 私どものほうでは、今までそういった問題が起きたときに精算報告会をきちんと会員に開いて、その収支状況を明らかにしてくださいと。そして、していただいた資料がこの（その4）の平成25年6月25日の資料ということで受けております。済みません。その中で、金額ちょっと請求の内訳が動いているという実態については、ちょっとこちらでも把握しかねるところでございますので、ご了承いただきたいと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 把握しているかどうかじゃなくて、私が言うのは、そういうことが起きて現実になって、通帳があるということになって、もう一つ聞きたいんですけども、市役所で内金という支払いはあるんでしょうか。ちょっとその1点だけ。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 通常は出来高払いですか、概算払いということ、あるいは工事ですと前払い金というんでしょうか、そういったのはあります。ちょっと内金という表現とか支出というのは多分ないと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 名前を申し上げるといろいろあるからですけれども、その会社に5,000万円振り込まれた後に請求書がないし、内金もないです。ただ、5,000万円という金が通帳からおりて、災害復旧連絡協議会の元帳に記載されてわかったということです。

その会社からは、銀行コピーを出されていますから、間違いなく入金されております。そういうことがわかったものですから、一応市がどう思うかということをお伺いします。

それともう一つ、この（その4）の406ページ、議事録です。彼らの報告書に102件しかないという形なんです。塩竈市の報告書はもう172件、174件ですか。（「174件」の声あり）そうすると、これも虚偽記載なんです。自分たちがやった仕事の件数を間違えるということはありませんかと考えておりますけれども、どうでしょうか。環境課長。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 協議会が間違えるということではなくて、これは先ほど経緯説明したとおり、1件にまとめてやってほしいということで、その1件まとめた分で1件というふうにカウントして102件ということで、支払いの書類の件数になっておりますので、協議会はそれを受け入れてこちらのほうに報告しているということでございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 解体というのは、1件1件の話だと思うんですよ。それで174件あったら174件と記載すればいいんじゃないですか。102件と書いてあればそれは虚偽なんです。ここの一応特別委員会であれ100条委員会ですらそういう話を聞いてきたということですよ。私どもは。

そうすると、そういう話と違う話というのは、全て虚偽記載なんです。なぜかと申しますと、これは議会報告書です。ここに出されているのは、市役所を通して私ども議会に入ってきているわけですよ。この協議会の入金出金はあくまでも市役所の仕事の委託なんです。そうすると、ここまでは市役所なんです。だから聞いているんですよ。

これが民間ベースの話であれば私ども関係なく、議論する必要はないんですよ。これが委託契約をしたということがこういうことを呼んでいるわけですよ。だから聞いているんですよ。

それが正しい数字でなければ議会でチェックできないじゃないですか。議会は何のためにあ

るんですか。環境課長、ちょっと教えてください。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今ご指摘いただきました資料でいきますと403ページには浦戸諸島の塩竈市から支払った金額あるいはそれをもとに協議会のほうがそれぞれの関係企業さんのほうにお支払いした金額なり日付が書いてあります。

私どもが塩竈市として協議会のほうに請求に基づいてお支払いした金額というのは、この金額なり日付ということではいささかの狂いもないということではちょっと理解しておりますが、それ以外の金額なり記事記載、日付等々につきましては、先ほどちょっと数字の整合性がなかったというふうなお話ありましたけれども、ちょっとその辺はきょう初めて伺いました。

そういったことで、それについてはなおそういった資料等もし拝見することができれば、その辺改めて調査していきたいと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 委託というのは、市役所の仕事なんです。民間であろうが、委託した仕事に関しての入金は市役所ですよ。そして、払いも市役所のかわりにやるわけですよ。それで、だからこういう資料が出てくるんですよ。

もしそうでなければ、民間の資料を我々が取り寄せるというのはなかなか難しいんですよ。100条委員会でもしない限り。普通は出てこないんですよ。その中で、この資料がもしミスであるか、記載が誤記載があるのであれば、訂正しなきゃならないんですよ。それが市役所の仕事なんです。それをチェックしていないからわからない、何があるからわからない。それはそれでは委託したのかということなんです。

信頼関係があるということは、そういう信頼まで含まれているはずなんです。私から言うと、それが聞きたいんですよ。なぜかと言うと、今回証人喚問これからするであろうのは、その問題なんです。やはり、きちんとした仕事をしてもらいたい。

そしてもう一つ、この資料を取りまとめたとき感じなかったのかなというのが申し上げます。403ページです。年度別が書いていないんですよ。日付だけなんです。そして、一番最後に書いてありますから、私は24年だと思ったんですけども、そうしたら23年度と聞いてわかりましたけれども、その通帳との確認で。この間も環境課長に確認したら、これがいろいろ、9,786万円のお金の出し入れだということもわかりましたし、ただ一つだけ言いたいのは、そういうことをきちんとしていただきたいんですよ。

やはり、議会に見せるということは、きちんと見せるということだと思います。それが透明性のある仕事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 委託なので、その辺のどの辺まで本来管理なり注意なりすべきかということについては、委員おっしゃるところもございますけれども、この資料につきましては、やはりこれは向こうから出てきたものそのものをももちろん出す必要がございますので、その辺について違和感があったということも正直この部分以外も含めて、こういう作り方しているんだなという部分でちょっと思ったところもありますけれども、これはそれはそれとしまして、これは出されたものをそのまま出しているというたぐいのものでございますので、そういう理解でございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 やはり、議会に出すのであれば、聞いてもらうぐらいの熱意があってもいいんじゃないかと。なぜかという、この報告書をもって終了するという話なんです。やはり、書類を精査するということが大事なんです。書類を精査したとき、そうでないものは、やはりとげを抜いておくことが大事だと思うんです。

もしあれなら、あなたたちがこの資料にはないけれども、附則でこのようになっていますという日付を入れてくれれば簡単な話なんです。物事を調べるときに。それで、これが後から出てきたから、102件が後から出たから174件になった。そういうことも一緒なんです。全てなんです。

それで、今回の一連の作業の中でずっと出てきたことは、鈴木孝至証人は環境課長が取りまとめて課をまとめて取りまとめたという話をされました。それで、荒川前部長であり、それから村上前課長に聞いたら、それはわからないという話だ。じゃ、その取りまとめるという決定は誰がなされたのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほどもちょっと同じような答弁をいたしましたが、誰がということではなく、課内で係員が相談して決めたということでございます。年度末ということで、何回も申し上げて恐縮ですけれども、そのような状況、せっぱ詰まった状況の中で行わせていただきました。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 課内で決めたということを部長も課長もわからないんでしょうか。そこをお聞きしたいんですよ。課内で決めたのはよろしいんですよ。そうしたら、村上前課長も荒川前部長もその報告が入って行って、そのようになっていますと言えばよかったんです。それが証人として出てきたときに、わかりませんという話なんですよ。だから、きょうお聞きしているんです。

じゃ、そのときその課の中の書類はないのかどうか、それをちょっと聞きます。役所というのは、課内の会議議事録であったり、いろいろなものをとっているはずなんですよ。書類をとったら、市民と会うときも2人で行ったり、そういうメモの固まりが役所だと私記憶しているんですけども、そういう書類は存在しているんでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 何度も申し上げて恐縮ですが、その年度末でもうあしたあさってにも出さなければならないという中で、課の中で決めた内容でございますので、ちょっと正式な会議という形ではなかったもので、そういった記録は残っておりません。以上です。

○志賀委員長 でも、9月から決めているんだよ。今の答弁合いませんよ。答えてください。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 繰り返しになりますが、まとめられた前の物件につきましては、それぞれ解体指示書はそれぞれやっております、9月とか、そういった時期に解体は行われているというふうに認識しております。

書類が整わないけれども、現場のほうは優先してやっていこうということで、そういったのは進めさせていただきました。

ただ、支払いに回すときにどうしても必要な書類がそろっていないということで、年度末ということでお話を申し上げているところでございます。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、その9月末にそういうことをして、9月ごろにやったものが年度末になったと。その支払いをできなかった理由は書類が整わなかったからなんですか。1点それ確認してください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そのとおりでございます。書類が整っていれば、それぞれ個別に支払いに出せたというところであったわけですけども、そのような状況で、こういうことに

させていただいたわけでございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 環境課で書類整わないのを何で会計通るのっしや。会計課ちょっと管理者、そういうのがあったらどのようにするんですか。ちょっと教えていただきたいんですけども。

○志賀委員長 高橋会計管理者。

○高橋会計管理者参事兼会計課長 私も当時の状況は把握しておりませんが、やはりこういった混乱期、平成23年の4月、5月ということで、処理が通ったのかと。24年の4、5月の出納整理期間ということで通ったのかと考えます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 そういうことを今度来る前会計管理者に聞きたいと思います。

やはり整わない処理がなぜ通っていくのかということですよ。取りまとめだから通っていくのか。そういうことではないと思うんですよ。そこら辺、もしなければ朱書きをして、ここはないけれども、これは誰かが認めたという書類がなければ払えないんじゃないかと思っているので、それをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

あと、副市長に聞きます。平成24年の12月に行った、副市長と産業環境部長と環境課長と行かれて、その会社にどのように指導したのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 平成24年の12月5日、この日は自社処分されていた企業の社長さんにお会いしました。先ほど申し上げましたけれども、ぜひ市役所においでいただきたいということだったんですが、どうしても午前中、時期が時期で、忘年会が入ってちょっと赤らんだ顔では役所に行けないということですので、ちょっと急いでいた件もありましたので、ならばこちらから会社にお邪魔しますということで、当時の産業環境部長と担当課長、3人でお邪魔いたしました。

それで、自社処分されていたこのものについてどういう状況になっているのか、そして、例えば処分された場合については、これらの代金等につきましては協議会のほうにお支払いしていただきたいということでお話を申し上げに行きました。

ただし、当時の金額についてはまだ決まっておらなかったもので、至急その関係者、リサイクル処分のほうの代表と会って価格を決定しますということで、実はその代表者とは12月19日、2週間かかりました。というのは、これは、市長のほうの指導もありまして、県でど

うというような処分の仕方しているのか、金額しているのかといろいろな他団体あるいは環境省の指導受けながら、全部調査して、2週間くらいの時間をもってそのリサイクル協議会のほうに行って価格については決めてまいりました。

これが何度も申し上げるように5円であります。ただ、諸経費等がありますので、担当のほうとあと協議してくださいということで、私は大まかな15円という金額だけ決めてまいりました。それは、ちょっと先の話で済みません。

12月5日は価格を早急に決定いたしますので、協議会のほうに処分した量と価格についてはお戻しを、お支払いをいただきたいということでお話し申し上げました。

ただ、やっぱりなかなか協議会と自社処分というのは、市のほうから指導があったというようなことだったんですが、協議会のほうではいやそういうあれは説明聞いていないのでということで、ちょっとぎくしゃくした部分はありました。

それは、私のほうから協議会のほうに言いますのは、その額が決まったらお支払いしてくださいということで、12月5日はその社長さんのほうと確約というか、お話を決めてまいったところであります。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっと後手の話かなと感じているんですよ。23年度に発注した有価物が24年度に入ってくるということにしたと思うんですよ。23年度、24年度の有価物の処理が。そうすると、やはりそういうこともきちんと段取り決めていなかったのが震災という未曾有のものがあるから、23年の9月ごろまではしようがないだろうなど。その後きちんとした話ができていなかったというのが私の感想なんです。

それで、この間証人喚問した部長と課長の話をしたとき、環境課の人たちでぐあいの悪い方がかなりいたんだという話も聞きました。そのとき、前の部長にじゃ市長とか副市長に人材の要請をしなかったのかと言ったら、しなかったと言うんですけども、そういう話は副市長や市長には入ってこなかったのか、ちょっとお聞かせください。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、今人材のお話ありました。確かに業務のかなめを占める担当係長がちょっとぐあいを悪くされたということで、そういう時期はございました。しかし、その後ご承知のとおり、人事異動というのはすぐさま補強するとなれば、正規の職員で賄う場合は、やっぱり3人、4人が異動しないとなかなか難しい部分がありますので、抜かれたところが困る

ということになりますので、そういう部分でありまして、定期異動のところにはしっかりと職員を張りついて、その瓦れき業務の推進についてはしっかりと進めるような体制を組ませていただきました。以上であります。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 田中委員から今環境課の職員が大分厳しい中で業務に取り組んだのではないかと。もう少しほかのほうでもというお話であったかと思えます。

本当に職員六百数十名、もう毎晩本当に寝ずというような状況で仕事に取り組まさせていただいたということは事実としてご報告を申し上げさせていただきたいと思えます。

震災発災後も他県から本当にさまざまなご支援いただきました。ただ、そういう中に入って行って即戦力でじゃきょうから仕事できるかという、実は仕事の中身を理解していただくためにもう2カ月、3カ月かかってしまうというのが実態でありました。

結果としては、やはり職員にかかる比重が非常に大きかったと。先ほど来名前が出ております職員についても本来はごみ収集とか、そういったことをやっている職員であります。もう全てのマンパワーをかき集めてやらざるを得なかったと。ぜひここだけご理解いただきたいんですが、東日本大震災発災のときに今は当たり前になっておりますが、国がどれぐらいの費用を負担してくれるかと。どの部分は塩竈市が負担をしなければならないのかといったようなことについては、全く不透明な中で我々仕事をしたわけでありました。

したがいまして、業者の方々をお願いしても大変恐縮な言い方だったんですが、全額費用を見られるかどうかわからないよと。ただし、とにかくもうこの大変な状況なので、業界の皆様方にももう本当に手弁当でやってもらうかしらんというようなお話をさせていただきました。

でも、業界の皆様方、本当に一生懸命塩竈の復旧・復興のためにということで、大変なご支援いただきました。十二分な……

○志賀委員長 市長、質問事項と違いますのでやめてください。

○佐藤市長 いや、それはちょっと話させてください。そういう中での取り組みであったということはまずご理解いただきたいと思えます。

もう一つであります。先ほど来いろいろご質問いただいております。確かに瓦れき処分をまとめる必要があったのかどうかということについては、今冷静に考えればこういった議論になるかと思えます。ただ、我々としては、あの当時ぜひ思い出していただきたいんですが、

例えば10月で打ち切りです。12月で打ち切りです。3月で打ち切りです。もうそのたびに状況が変わる。我々の本当にただ一つの思いは、被災に遭った方々に何とか救済の手を差し伸べさせていただきたい。それは、職員のためにでも業界のためにでもなくて、被災に遭われた方々が何とか生活再建ができるような、そういったことをできる限り我々はやらせていただきたいという思いで取り組んでまいりました。

今考えると、102カ所、174カ所というお話はあります。ただ、そのときにはそういう思いでとにかくやれるだけのことはやろうということで、私も職員に指示したという記憶がございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 その書類の不備ばかり言っているわけじゃないんですよ。そういうしたことにもし副市長なり市長の判こがあって、これ出してくれという話だったらわかるんですよ。それがなぜ表に出てこないのかとずっと思っていたんですよ。

その書類の不備を役所の事務で処理していくのかということと、政治的なものの話はまた違うような気がします。もしその書類の不備を認めるのが誰だったのかということなんですよ。私どもが気にしているのは、もし支払いの調書にどのように書いてあるのかということだと思っていたんですよ。

瓦れきがあつたり、解体しなきゃならないものもあつて書類が不備でも、亡くなられた方もいるかもしれないし、いろいろなことがあると思うんですよ。そういうものの感覚の中で、じゃ書類をそろえるというのは結構大変なこともあるんです。それはわかります。私も。

だから、そういう指示を出された、指示されたと言われればいいんですけども、何もわからなくてそういうことがあるんだという話だけでは済まないだろうなというのが私の感覚なんです。それが実態として、じゃその仕事をどうしたのかということになったとき、非常事態だから市長が専決でしたとか、そういう話があればそれで話は終わるんだと思うんですよ。それが全然出てこないものですから、いろいろな人たちに意見を聞かざるを得なくなるわけですよ。書類を精査するということはそういうことだと思っておりますよ。

我々は、やはり出てきた書類に対して真摯に向き合って調べなきゃならないというのが我々の思いです。それは、市民から負託されるチェック機能だと思っております。それが議会だと思えます。

だから、それに対してこういうことがあるんだ。だけれども、こうやったんだという話があ

れば、何も問題はないんじゃないかと。それがいろいろな書類が必要なんだというのはわかります。でも、現場を見ていろいろな書類から全部必要なのかということもあると思います。住宅ローン借りるときにこの書類、この書類、この書類と言われますけれども、それは貸すほうの立場ですよ。処理する立場ですよ、これ。道路、土市長がやって、基礎を片づけるといいう仕組みをつくったこともいいことだと思いますよ。いろいろなテレビ見ると、ほかの町では基礎残っています。基礎を片づけるということは、この次活用しやすい仕組みだと思います。

だったら、そういう仕組みを言えばいいんじゃないかと思っていたんですよ。ただ、なかなかそういう話が出てこないものですから、きょう聞いているわけですよ。

やはり、解明というか、後から事後検証するということも大事なものですから、そういう意味できょう質問しているんです。

だから、もう1点だけお聞きしたいんですけども、何だかわからないけれども、プレスCということが話題になっておりますけれども、公共工事で値段が高いからその報告がプレスCでいいのかと1点だけ、ちょっとわからないものですから、教えていただきたいんですけども、この間の証人さんの話では、高く売るためにした方策だと言いますけれども、公共工事をして家を解体して缶になって、缶になったものが果たして公共工事の報告書として認められるものか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 田中委員からの2点のことについてご答弁申し上げます。

まず1つは、処理、仕事の判断、急な、あるいは急ぐ場合についてはこうしましたということとで報告あれば、我々としてもまずはそうかということで理解をしますが、やはり組織というのはそうあるべきだと思います。というのは、業務、事務事業の円滑な推進のためにはやっぱり決裁権の移譲しているわけです。

今回今話題になっている、その寄せ集め、かき集めについては、これは決裁権限規定からいけば部長であります。部長であります。

そして、履行確認をした上でお金を払うと。これは、もうその金額によれば担当部長の権限でやっていいよということで取り決めというか、決裁規程に決まっておりますので、我々としてはそういった部分では適正に執行されたんだろうなと思っております。

しかし、今我々ちょっと証人喚問の全体をわかりかねていますが、課長も部長もそういった

部分では確認していないと。していなかったと。いつだったかわからないというような部分も今委員のほうからも言われていますが、少なくとも書類としてお金を出したということについては、部長権限のもとで行われていますので、これはもうその部、その課でまずはその業務の完成について、完了について確認した上でやったということで、我々は理解しております。

ただ、残念なのは、そういった部分で特異なケース、いかに国のほうでもいいよと。寄せ集めはいいよと言ったとしても、やっぱりほかのところは今度は1件1件でやっていますので、浦戸については急ぐものについてはこのようにさせてもらいましたということで報告をいただければ、我々も自信持ってそういった質問に対してはお答えできます。

あともう1点……、スクラップ。スクラップにつきましては、それでいいのかという部分でお話しされていますけれども、我々としてはちょっとその部分でPCっていうんですか、プレキャスト……、それでお金を支払ったという部分については、我々今これは違法だとかなんとかというよりは、まずその請け負われたその企業が市役所あるいは市民に対しての配慮のもとでそういった金額の高いもので取り引きしてもらったということで、善意のものとして私は承りたいと思っておりました。以上であります。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。志子田委員。

○志子田委員 志子田です。私も何点かお尋ねします。

最初に、100条委員会で資料、記録提出を依頼したときに返答がございました。平成27年5月7日付の（環境第13号）という文書についてお聞きします。

それで、このときに資料要求しましたら、1、2、3、4と実施数量指示書、積算設計書、精算設計書、業務報告書は提出できませんということで、文章でご回答されて、その理由として、まとめに当たり原本は塩竈市災害復旧連絡協議会に返却しているためというのが理由

だということでございましたが、それで、このこういう書類はそもそも市のほうで保管すべき書類だったのではないかと思うんですけれども、そのことについて、協議会にあるから向こうに返却したからないという状態が正常なのかどうか。その辺のところ。

それが正常だというなら正常ということでもいいんですけれども、本来市で保管すべきだと思うんですが、その辺についての確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 本来であれば、そのまとめられる前のそういった書類があるべきではないかというお尋ねでもあったかと思うんですけれども、何回も繰り返して申しわけありませんが、そのまとめるに当たって協議会に再度提出をお願いする際に返却、それを戻したというお話をさせていただきました。

協議会から新しくそのまとめられた数量表と業務報告書に基づき、支払いの処理に回したということで、こちらのほうを正式な書類ということでお預かりしているというような形になってございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 説明はそれでいいんですけれども、やはり返すといっても、原本とってコピー返すというならわかるんですけれども、そういう作業はなさらないんですかということをお願いいたします。

それで、今の課長の答弁だと環境課のほうにはその点については、書類の扱いについては、責任はございませんというふうに聞こえたんですけれども、環境課のほうで責任はないんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今までもお話し申し上げていたとおり、事務処理として今回のまとめ解体、このような形でいろいろご審議いただいているところについては、そういった形で、ちょっとこちらのほうも反省すべき点があるかと思いますが、その書類上支払いに回した正式な書類がこちらのほうで保管されているということで、先ほども申し上げたとおり、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 だから、そういうのも最初から出ていけば究明が委員会では早かったんだと思いますけれども、そういうことで出せない、資料を要求しても出ない状況になっているとい

うことに対して、やっぱりその認識が余りなさ過ぎると思うんですけれども、かわるものがあつたからそれでわかるんですよといったって、そのかわるもののトータル表を出すためのもとなるものと照らし合わなければ、先ほどの質問で記載ミスしましたということもあるから、両方調べて記載ミスがないかどうかを調べなかったら本当のもとなる請求書かどうかという証明ができないから、100条委員会でも資料を要求したわけでしょう。そのことについてなかったというのは、やはりもとはあつたというのは、環境課あるいは環境課以外のところでの当局のどちらさんでもいいですけれども、責任を感じていないというふうに私には聞こえるんですけれども、感じませんか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 先ほど担当課長からも説明あつたとおり、まとめる以前の個別の業務報告書あるいは実績数量表、これは一旦出されたものをお返ししたと。ただ、それ以前の指示数量書というのは塩竈市で個別につくっていたものについての控えがそもそも手元にあつたんですけれども、それもそのときちょっと一緒にお返ししてしまっているということがございました。

結果として、先ほど課長言ったように、まとめ終わった支払いに至るまでの書類は一応一式そろっているということではありますけれども、今ご指摘いただいたように、私どもも書類の作成あるいは記載ミス等も含めて、そういった可能性だってあるでしょうと。そういったことであれば、もともとの書類も当然あるべきだろうと。保存あるいはコピーなりをとっておくべきだったんじゃないかというふうなご指摘でございますけれども、それについては、私どももそういったことをとっておいたほうがよかつたなというふうに考えております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 そのように言うていただければ、あとそういうこともこれから、これが教訓になるということで、前向きな今のお答えだと思います。この件は終わりにします。

そして、この先ほどの依頼についてのこの文書ですけれども、その下のほうには浦戸地区のガレキ収集運搬に関する等の事項で、これの2から6までの書類は作成しておりません。先ほど鎌田委員も質問されたら、仕様書のほうには書いてあるけれども、これはいませんが、該当する工事じゃないからということの先ほどのやりとりだったと思います。

それも私それ聞いていて、やはりそうでなければやはりこれは仕様書は（その4）の115ページですか、その瓦れき撤去業務仕様書に書いてあるのに、この事項該当しないためにと、

もう最初から書類を作成しておりませんというのはちょっと納得できないんですけども、そういうことで、その辺がこういうふうな質問が来ないような状況を最初からつくるべきだったと思うんですけども、その辺のことについて、最初の約束はどのように仕様書をつくられたときの方の責任はどのようにお考えでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほど部長からもお答えいたしましたけれども、証人喚問でちょっと担当課職員もこれについてはいろいろ環境課のほうでもノウハウがないということで、建設部門のほうにも力をかりながら、そういった形で起工伺いなり契約のほうをやったというような話でございます。

そういった中で、建設関連の中でこうした仕様書の中に本来建設副産物の発生が想定されない業務にまで書いているのかなということにもなりますので、これにつきましては、今後業務の執行に当たっては再度注意してしっかりやっていければというふうに考えております。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 再度しっかり注意してしっかりやっていきたいということは、この次はそういうところを外すということですか。そういうふうにして、ちゃんと仕様書と中身と仕事が合うようにしてもらいたいと思います。

それから、全般的な委託契約のことについて、全般的な一般的なことでいいですから、その件についてはちょっと確認したいんですけども、たしかそういう委託契約というのは、入札関係ですと指名競争でも競争でも指名でも、委託するときにはその業者の会社の案内とか、営業成績表とか、そういうのは全部出して決算書というものを出さないと委託もらえない…、最初から塩竈市からも仕事もらえないような、そういう制度になっていると思うんですけども、その辺の確認をしたいんですけども、どのようになっているのでしょうか。

○志賀委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

一般的な委託契約についてでございますけれども、基本的に原則として市のほうに指名登録をしていただいた業者さん方から過去の実績とか実際の他の自治体で受注した経験があるとか、そういった経験等を勘案しながら業者の選定をしているということになっております。以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 そういう点からすると、連絡協議会は、これだけの大きな金額の受注を業務委託ということでやられていますが、毎年決算書を出さなければ次の年は仕事は受け入れられないという一般的に考えれば、この流れからすれば、それにもかかわらず、正式な決算報告書というのが協議会のほうから出されたと、精算書は資料として出されましたけれども、正式な会計決算書というのは23年度分と24年度分出してもらわなければ、そういうところに仕事は委託できないはずなんですけれども、現実的には正式な決算書は上がっていないと思うんですけれども、その辺の考え方はどのように理解すればいいのでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 先ほど財政課長答弁申し上げたのは、通常の指名競争入札の指名登録をする際の手続だということだと存じます。今回の場合は事案が事案ということで、随意契約で行わざるを得ないような状況でございまして、随意契約の場合ですとそういった指名登録の事前の登録手続というのが必要ないということでございますので、そういった手続に基づいて、今回協議会と契約をしたということだと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 その辺のところもやっぱり随契だから出さなくていいという考えだと、そのように資料要求しても決算書正式につくらなくても仕事が受注できる体制というのはある意味見直してもらわないと。他の場合と同じように、やっぱり決算書を毎年出してもらおうというような形にしていだかないとうまくないと思うので、その辺は検討してもらいたいと思います。

別なことを聞きます。今までずっと何回かこの特別委員会やなんか、それと100条委員会も開いて、いろいろ疑問点が解明されてきております。全体的な今回の疑惑が濃くなって、議会としても3社を告発する事態になりました。

その件について、どのように市当局はどのくらい今回の件に関して課でも部でも、あるいはどこかの全体でもよろしいので、どのくらい市の当局としてはこの責任を感じられているか。あるいはもう責任はないというのか。あるいは、個人だけの、担当者だけの責任でなったとお考えなのか。その辺のところを責任の範囲はここまですよと。私のところまでありますとかこの辺までありますとか、あるいは責任はないけれども、道義的には感じるとか、その辺のところお聞かせ願えればと思うんですけれども、課長、部長、市長と、それぞれの責任

の範囲を感想をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど同様のご質問の際に、最終的な責任は塩竈市長にありますということを申し上げさせていただきました。

今回の件につきまして、我々は発注者責任ということについては、真摯にこの特別委員会なりに資料の提出をさせていただいてまいったと思っております。

一方、受注者についてというのものも思っております。

委託につきましては、再三申し上げますが、発注者、受注者というのは対等な立場にあります。我々が発注者としての責任については、この委員会の中でもどのような形でこういう発注をしたか、こういう取り組みをしたのかということについて今るご説明をさせていただいているところであります。

一方、受注者の方々で、例えば重量でありますとか、そういったことについてのいろいろ疑義もあられると思いますが、そういったものについては、受注者の内容といえますか、受注者としての立場でいろいろお話をいただくものと思っております。

また、100条委員会のほうから地方自治法違反ということでもありますか、塩釜警察署のほうに告発をされたと。このことについては、議員の皆様方のご意思というふうに受けとめておりますので、我々もそういったことについては今後重く受けとめてまいりたいと思っております。以上でございます。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 市長答弁で申したとおりだと思いますけれども、私も新聞で知る程度のこと以上ちょっとわかりかねるものでございますので、それは重く受けとめざるを得ないのかなというふうに考えております。以上です。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 市長、産業環境部長おっしゃっておりますので、私からちょっとこのようなことを申し上げるのはあれですけども、いわゆるこういった環境課以降の発注者の担当課当時者でございますので、そのことにつきましては、同じように、大変重く受けとめて、いろいろこれからも見ていきたいというふうに考えております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。それぞれで責任を感じておられるようですから、それ

以上のことはもう私のほうからも言える立場ではございませんので、この件は終わりにします。

別なことを一つ聞きます。資料の何ページということではないんですけども、一次仮置き場の越の浦の管理でございますけれども、有価物等の管理についてですけども、そもそも最初からの計量計というんですか、数量をはかるためのものが置いていなくて、トラックの荷台のトン数だけでいったというのが幾ら有価物が入ってきて幾ら出ていたかももともになるものがわからなくなる基準になったと思うんです。その当時たしか議会の協議会のほうにはいろいろそれをはかる機械を設置するといってもなかなかそのところが大変だからという説明ではあったんですけども、もう今から考えれば最初からそういう数量管理をきちんとなされていればこういう問題は出てこなかったのかと。後から思うわけです。

それで、最初に千葉鳶さんのほうに一次仮置き場の管理をしていただいたときに、その計量計というのか、はかる機械ということで、市としてはそういうことはお願いしたんですか。

それから、いろいろできないからということで、どういうことでそういう計量計なしで管理する体制というのをお認めになったのか。どういうようなのか。その点だけ1点だけ、なぜそのようになってしまったのかだけお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 一次仮置き場にトラックスケール、台貫を最初から置くべきであったというような、これまでの調査特別委員会の中でもたびたびご指摘をいただいているところであります。

平成23年度ならまだしも24年度には置けなかったのかとか、そういったご意見も頂戴したところでございます。

環境課としては、当初やっぱり何事もわからないような時期にやはり清掃工場のトラックスケールをつかったりでありますとか、中倉のトラックスケールも使ったりといったような、ちょっと実験的なケースも行ったことがございました。ところが、すごい大混雑を引き起こしてしまうというような事態になってしまいました。搬入する車が1回はかります。そこで物をおろしてまたもう一回はかると。さらに行列つくって搬入でトラックスケールを待っている車両もたくさん混雑を引き起こしてしまうということで、これはなかなかちょっとスピードを上げるためには難しいという判断をさせていただいて、やはり今回に限りましてはスピードを優先しまして、廃棄物の最終的な数量の管理は二次仮置き場以降、いわゆる分別し

て搬出するときにはかるということで、最初の一次仮置き場での搬入につきましては、スピード・効率を優先して、そのような方法をとらせていただいたということでございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうも。事情はわかりました。

スピードアップのためということですが、そういうことでしたら、やはり一番最初のときからトラックとナンバーと、それだけ控えていくという体制であれば、一番最初のときからできたんじゃないかというのは、今に思えばそういうことなので、冷静になって考えればそういうことだということは理解しました。

じゃ、私の質問これで終わります。

○志賀委員長 質問ございませんか。曾我委員。

○曾我委員 今回のこの東日本大震災にかかわる廃棄物処理業務に関する委託業務の関係ですが、市長はさきに最終的には市長の責任だというふうに申されました。それで、まず平成23年度からきょうは27年の6月29日です。それで、24年の11月5日に旧連絡協議会から市長に上申書が出されたわけですね。それで、なかなかそれに対しての市長の態度があったわけですが、やはり議会としては、25年5月13日に特別委員会をつくって、延々と調査をしてまいりました。

それでもなかなか解明できないので、27年の3月9日に100条調査委員会を開きました。それで、先ほどから委員からいろいろと指摘されておりますように、連絡協議会かたら下請をしてきた企業からの明細書、どんな仕事をしてどういう請求書を出されたのかということもずっと見てまいりました。もういろいろなところでもう日付から金額からいろいろな食い違いが出てきております。

それで、市長は上申書についてもそのときも言ったと思うんですが、まず、塩竈市は発注者だと。委託業者は委託業者だというふうな対応をしていましたが、やっぱり委託業者のそれぞれの仕事の内容あるいは仕事明細でこれだけ仕事しましたよという、支払いを含める請求金額が食い違って来たということになりますと、もともと塩竈市長が旧連絡協議会を信頼をして委託をしてきたんだと。ところが、内容を見ると信頼どころか、さまざまな問題があると。しかも担当課のところでも大変体制が少なく、一番最初は建設部がこういう建物がどれだけの量でどれだけやると試算できる人がいたんでしょうけれども、もともと環境課というのはごみ処理をする職員ですから、いろいろなそういう精査もできない人たちもいたん

だと思いますが、ほかから来た人はそういうのができたのかもしれませんが、そういった人の職員の配置も含めて、今日まで5年間引きずっているこの問題については、ただ単に市長の発注者の責任あるいはほかの問題は委託業者の責任だと片づけられない大きな問題になっていると私思います。

ほかの市町村からもそうですが、市民的には今本当に塩竈市、この問題を早くきちんとさせるべきだという声もあります。

そういう点で、改めて今回の一連の問題、そして、しかも私は聞いていますと、どれもノーチェックですよ。担当、その塩竈市。何も見ていない。何も検証していない。ああそうですか。答えられないと。こういう行政でいるわけですね。現在。

やっぱり、私はそういう点ではやっぱり塩竈市だけが震災を受けたんじゃないです。もう一連、岩手県から福島までの一連のいろいろな被災を受けました。こんな問題で5年もこんなにして続けている市町村ないと思いますよ。私。

そういう点でも私は改めて市長の、やっぱりきちんとチェックをする。公金ですからね。通常書類はちゃんとされていると思うんですけども、この信頼関係で始まったこの事業、災害時の初期段階の災害復旧災害救助隊に頼むことと実際に震災廃棄物を処理することとは全く別の次元の問題だと思うんですよ。

それらをごっちゃにして発注しているところに問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今のご質問でお答えすべき部分であります。曾我委員のご質問はもう瓦れき類は瓦れき類、その他道路整備は道路整備と分けるべきだという話なんですか。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 分けるべきじゃなくて、最初の震災が起きたと。そのときに災害救助ということで取り組む、大雨でも洪水でもそうですけれども、土のうを積んでとか、いろいろ取り除いてということはあると思います。

そういう段階の初期段階と災害廃棄物の処理をしていくという段階とはほとんどの市町村は別に分けてこれをやるんです。そして、委託をするんですよ。ちゃんとそういう事業は。きちんと委託をするんですよ。東松島の経験は、いろいろ勉強されていませんか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 被災地、大体がこういった協議会的な組織に瓦れき処理については委託された実績

があるということについては十分把握をいたしております。

その中で、今委員がお挙げになった東松島市については、瓦れき類の分別を被災に遭われた方々の人手でやられたということについては、私も勉強させていただいております。

ただ、結果として、かなり大きな金額がかかってしまったということについては、委員も恐らくはお伺いされていると思いますが、東松島市の場合は、その瓦れきの分別を被災者の方々が1日何百人という形でやられたということについては、私も理解をいたしております。

ただ、一般的な処理については、本市と同様に、協議会的な組織をお願いをしながら、できれば我々も地元の、今までいろいろご貢献いただいた地元の建設あるいは関連企業の方々にこういった業務を行っていただきたいという思いでありましたので、そのようなお願いをさせていただいたものと理解をいたしております。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 それは、市長は勉強不足です。違います。

東松島市は、公平性・競争性を高めるためにきちんと委託契約をやっています。連絡協議会そのものは何をやるかという、市から仕事をこういう、こういうものがありますというのはそこで連絡協議会で受けます。だけれども、実際の仕事の発注は別にきちんと委託をして発注しているんですよ。

人手とかなんとかというのは、それは東松島市は相当自分たちの地元の市民を使って末端まできちんと処理したから、それは金額的にはうんと一番低かったわけですが、量的には多いんですよ。だけれども、そういうことはあるにしても、この廃棄物処理の委託契約は、結局そういうやり方を、塩竈市と同じようにやっていないと。各業者と直接契約する必要があるということでやっているんですよ。

やっぱり、その辺は二度とこういう問題を起こさないためには、そういった先進の事例をしっかりと見て、それから、それぞれのところでどういうことをやられていたかということをご検証していただきたいと思いますので、市長の認識はちょっと違います。以上です。何かあれば。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 塩竈の場合につきましても、例えば危険家屋の解体については、大半の部分をそういった形で取り組ませていただいていることについては、委員もよくご存じのことかと思えます。

ただし、先ほども議論させていただきましたが、浦戸という島の特異性ということで、浦戸については、危険家屋の解体についてもあのような形で取り組みをさせていただいています。

残りの集積所と申しますか、一次仮置き場についてはご案内のとおりであります。一定程度まとまった形でないとできないということではないのかなと思っております。

その部分については、私どもは協議会という組織の中にそういったものをお願いをさせていただいたと。個々の企業ということではなくて、その中で配分をされたというふうに認識をいたしております。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 だから、そういう特殊事情であっても、きちんと入札をすべきなんですよ。きちんと一つ一つ入札をしていくということが大事なんだと思います。その辺をぜひ今後の問題として、きちんと検証していただきたいと。

それから、私たち本当にこの全議員で今回の問題延々と資料を求めてきましたが、本当に数字がちぐはぐになっています。こういう状況もきちんと把握されたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

それから、担当の部署の関係ですね。職員の関係。今まで行財政改革でいろいろ人をずっと減らしてきたわけですが、やっぱりいろいろなそういう時々計算ができる人、あるいは全くの事務屋の人とか、いろいろなると思うんですけども、そういった点でもきちんと人材も確保が必要なんだということも申し上げておきたいと思えます。

いずれにしても、今回のこの不公平な、やっぱり委託業務のやり方については、何としてもやっぱり行政の中からも公平な行政とはどういうふうにあるべきかということをしつかりと検証していただけますようお願いして終わりたいと思えます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野委員 じゃ、私からも質問させていただきます。

6月26日の最終議会でこの東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の100条調査委員会を踏まえて、委員長のほうから中間報告がありました。それについて、その最後のところで委員長は、この1月に出された資料No.8、この8の関係で、実は浦戸一次仮置き場の問題で、作業従事者の内容を確認しますと、出ていないのに出ているような計算をされていると。要するに、株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設は、平成23年7月から平成24年3月まで作業従事者がゼロであるにもかかわらず、同期間に株式会社千葉鳶は総額3,900万円の請求書を提出し

ていて、株式会社晃信建設は総額1億6,000万円の請求書を提出しておるということです。

東華建設においても平成24年5月以降は、作業従事者がゼロであるにもかかわらず、平成24年5月から9月までの総額8,700万円の請求書が提出していることが判明しましたと。

この3社の総額は、2億8,600万円になります。この事実は、連絡協議会の請求事務に疑義を生じることになり、結果として協議会が塩竈市に提出した請求明細書の信憑性に疑義を感じるのでありますというふうに中間報告で報告しております。

まさにそういう点で、この分野について、市のほうではこの分野をお聞きしてどういう見解をお持ちになったかお聞きします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今小野委員おっしゃれたことについて、全てちょっとわかっている部分、わからない部分がありますけれども、順を追ってご説明というか、意見を申し上げさせていただきますと、資料（その8）のほうでいろいろ作業従事者のほうの名簿ございました。あと、それに照らし合わせるような形で、それぞれの主要の仮置き場をやられた企業、参加されている企業様のほうの毎月の支払い等を照らし合わせるような形で、作業員のほうを出して、作業していないにもかかわらずの請求があるんじゃないかというお話があったかと思えます。

それにつきましては、この仮置き場の処理業務委託につきましては、人件費も当然ございますけれども、それ以外にそういった解体をするために必要だった重機を借り上げたり、あるいはフォークリフトを借りたり、船を借りたりというふうなコストがございますので、そういった部分が当然発生してくるということがあるので、そのときに事業従事者、作業員が従事していないからといってゼロの請求になるべきだということではないので、その辺の金額の多寡についてはもう少し何かあるかもしれませんけれども、そういったことがあろうかと思えます。

あと、同じように、冒頭申し上げられました千葉鳶さんと多分固有名詞おっしゃられたと思えます。千葉鳶さんとか晃信建設さんについても作業人員が従事していないときに請求があったということについては、今と同じような理由で、そういったいろいろなさまざまな、それ以外のコストがかかっているということなので、その金額が全く人が出ていないからゼロの請求だということにもならないんじゃないかなとは思えます。以上でございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野委員 聞いていて何だろうという感じがしたと思いますね。そういう点では。要するに、ここではその人件費がそれくらい見られているという、人件費に限らず、作業員がいなくて今機械が動くというふうに言っていたけれども、機械動かすのは特殊的な機械操作する人がいるわけですね。それもゼロなわけですよ。（「オペレーター」の声あり）オペレーターですか、そういう人もいるのがそうですね。だけれども、それが無いのにも関わらず、こういう数字が出ていると。

ですから、これは市のほうでは今回の中間報告をいろいろお聞きして、それこそ証人尋問をやられたりなんなりした中で積み上げてきた資料を見ながら積み上げてきた内容なんですよ。

ですから、当局のほうはさらっと流しているかもしれないですけども、大変な問題ですね。ですから、2億8,000万円の総額で、この金額が連絡協議会から請求されて、その金額を払っていると。払っているのは間違いないでしょうね。ということになれば、当然この請求書は詐欺になるということになるのではないかと。そういうふうには受けとめられないですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 済みません。ちょっと2億8,000万円とか、ちょっと個別の数字がどの数字かちょっとよくわからないんですけども、先ほどとちょっと繰り返しの部分もございますが、浦戸の一次仮置き場については、連絡協議会さんのほうにお願いをして、それで島ごとに大体どちらの企業さんがやっていたらいいのかというのは押さえておりますけれども、それぞれのその企業さんのほうで機械を借り、あと人を手当てする時期もございましてけれども、機械だけをもとのところがお借りして、それ以降ある時期そもそもやっておりました東華建設さんとか東北重機工事さんについては、海洋部門の建設土木のほうをメインにやっていたらっしゃる会社ということもありまして、ある時期になると災害復旧工事のほうにかなり人手を割かざるを得ないというような状況になって、そのあたりからは、人の投入のほうを別な企業さんが行っていたというふうなことはちょっと聞いております。

そういったあたりからすれば、今ご指摘いただいた部分について、当局として疑問を感じるということではないのかなというふうには思っております。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野委員 委員長報告でも今後もこの真相解明のために、そして市民の負託に応えるべく、本調査特別委員会として真摯に調査に取り組んでいくということを述べていますから、これは明らかにしていきたいというふうに思います。

それで、先ほど来チェック機能の問題が出されました。発注者は確かに塩竈市です。受注者は、それが塩竈の場合には災害連絡協議会というふうにされたわけですがけれども、発注者の責任というのにはあるんですね。先ほどから言われています。公金を使って。これは国から来るお金だから、非常に簡単な受けとめ方というか、一般的な市の業務でやるときよりは軽い……、そういう意味では簡単に発注する仕組み、そういうものをとったんだろうと思いますね。

私は、もともと何でこれが災害が起きたそのときに、私たちは早く臨時議会を開きなさいということも要望してきたわけですが、開かれたのはたしか4月だったと思いますね。そういう点で、こういう仕組みでやりますよという報告は議会にはなかったんです。私はそこでお聞きしたいと思います。

こういう仕組みは後からです。そういうのをお聞きしたのは。ですから、どういうふうになっているんだろうというのだけがあったんですが、その当時議長団には何かご相談なされたんでしょうか。ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 議会に何の報告もない中でその業務委託したんじゃないかというような、そういうご指摘いただいております。少なくとも我々、常々議会のほうには報告でき得る機会があれば報告してきたつもりでありますので、ちょっとその辺の今小野委員がご指摘した部分について、はいというふうなお答えしづらい部分になりますが、必ず本部会議も行っていましたし、当時の議会事務局長も来ていまして、こういう状況で起こるといのは全て本部の動きについては、全てお話していますし、朝から議員の方々もおいでになって、本部会議にご同席いただいておりますので、そういった部分については、我々は議会のほうには常々報告できる機会があれば全て報告したつもりであります。

なお、点検、チェックをしてみたいと思います。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野委員 私が言いたいのは、委託業務をあの震災で専決でいろいろやらなくてはならないというのもあったと思います。そういう意味で、委託業務をするときに、普通なら普通の契約であればそれこそ1億5,000万円以上の契約は全部議会にかかります。だけれども、そういう震災のときだったし、それからもう一つは委託業務ができるという、それもありますから、それを活用したんだというふうに思いますが、議会のほうに委託契約をして、こういう形で

やりますという報告したのはいつごろだと覚えていらっしゃいますか。

私がそういう意味では、お聞きしたのは、相当後じゃないかというふうに思うんですが、その点だけちょっとお聞きしておきましょう。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 同じ答えになるかもしれないですけども、今ここで定かではありませんが、少なくとも臨時会とか、いろいろ開催いたしまして、補正予算あるいは業務の県に委託とか、そういったものをしておりますので、常々そういった分では議会のほうにお知らせする機会はあったと思いますので、こういった大きなことについては、全てお話ししているかと思えます。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野委員 予算とか決算のときには出てきますね。それは。それは出てきます。予算とか決算とか。もともと大もとをどういうふうなことで契約するのかということを含めたものは、だからその当時議長団にはお話はあったんですか。ないのですかということを知っているわけです。なければいいです。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 先ほども申しましたが、申しわけありませんが、我々はその当時3月末には臨時会を開いて専決処分をさせていただきました。

それと、4月にも臨時会を開きながら、瓦れき処理あるいは災害対応業務については、議会のほうに報告しておりますので、その際こういったような業務委託をするというのはしているはずですが、今ここではそうお答えするしかできませんが、常々議会のほうには報告しております。以上であります。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野委員 そのところは、私のほうも改めて私自身のところももう一度考えてみたいと思っています。

それで、実は市のチェック機能の問題がいろいろ出されてきているわけですね。市のチェック機能の問題で、先ほどからそれは市長が最終的な責任者だということで出されていきました。私は、ここでお聞きしたいのは、要するに6月26日の特別委員会委員長の報告を市長はどのように受けとめておられたのか。大変な内容だったと思いますね。市長は、改めて26日初めてお聞きした部分も結構あったんだろうと思うんですが、それについて、市長の見解をお聞

きしておきます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 我々出席をさせていただきます、こういった特別委員会の中で我々ご答弁を申し上げたことについては、当然責任を持ってそういったことを遂行させていただいております。

ただ、100条委員会とか、そういったところには我々出席をいたしておりませんので、そういった際にどのような資料がこういった経過で出されているかということについては、全く把握できない状況であります。

委員長のほうからお話しいただきました案件については、我々なりに別途一つ一つ資料の確認をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野委員 資料も一つありますけれども、特別委員会委員長の報告の中では、非常にいろいろな面での管理のずさんさとかいろいろ出されております。そういうのを含めて、あの報告を市長はどういうふうにとめているのかと。そういう意味では、この塩竈市として、行政としてやっぱりチェック機能をどう発揮していくのかという点を含めて、市長としての受けとめ方、私は市長のチェック機能の問題で非常に大きな問題があると思っております。

そういう意味で、委員長の報告をどう受けとめていたのかということ再度お聞きしておきたいと思えます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 議会でご議論いただいたことについては、我々真摯に受けとめをさせていただくということについては、再三答弁をさせていただいております。

先ほど来計算の間違いがあったということについては、これは許されないことであるということについては、重々我々も理解をいたします。

ただ、ああいった混乱の中でチェック機能が抜けておった部分があったということについては、担当のほうではご答弁を申し上げているところであります。

今後そういったものをどのように事務改善をしていくかということについては、我々も今後の課題ということで受けとめをさせていただきたいと思えます。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野委員 最後になりますが、担当者のチェック機能をきちんと持たせるというのは当然でありますね。

しかし、私はそうはいつでも、この58億円からの災害のこの処理のかかわりで、それぐらいの大変な巨額のお金が出て、そして対応していただいたわけですから、そういう意味で、やはり市としてこういうような状況を踏まえて、本当に今後はどう生かすかという問題、それから、それだけじゃなくて、やっぱりこの点が改めてやってみたら信頼してやったけれども、こうだったと。こういう点は問題だということを含めて、やっぱり特別委員会のみならず、特別委員会が一生懸命やっているんですから、そういう問題を受けて当局もきちんと対応していくべきじゃないかということをおし上げて終わりたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今小野委員からいろいろお話いただきました。

この特別委員会の中でも私は進行管理については、我々も大いに反省すべき点があるということをおし上げてきたつもりであります。

我々なりに今回の内容について、今検証させていただいているところでありますし、今後の業務にそういったものをしっかりと生かしてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、私も主に2点、島民給与についてお尋ねをしたいと思います。

そこで、再度の確認になります。1つは、資料ナンバーを示しますと、当時、これは平成25年の12月11日の日に特別調査委員会、今委員会ですね。当時の調査特別委員会のほうに資料7ということで出されております。

内訳として載っておって、平成23年の7月から平成24年の9月、6,748人、当時8,274万円という島民給与を支払ったということの報告がございました。

それで、もう一回、再度の確認ですが、この資料7のこのところのこの表とこの領収書というのは、ちょっと実際炭塗りになっておりますが、協議会として作成されたんでしょうか。最初のほうの全体の総括的な一覧、それからもう一つは、こちらのほうの領収書については、協議会が作成したものなんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 平成25年12月11日開催の（その7）の資料でのご指摘だろうと思います。

これについては、1ページから領収書全部協議会のほうから提出を受けているところでござ

います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今協議会とおっしゃいました。実は、きょうの朝、私も改めて念のために聞いたんですが、市内のある業者さんと言ったほうがいいでしょうね。業者さんのほうから話がありまして、実は告発を受けた和田野氏からこの浦戸の給与について、領収書の作成は自分たちはやっていませんと。この支払いの件のいわば領収書づくりは塩竈市がやっていたということが証言されました。

これ、きょうの朝の6月29日月曜日の、私ども会議がちょっとありましたから、前文のところですので、およそ10時半ごろだったと思います。10時半ごろですね。ということは、和田野氏、晃信建設のほうの代表者ですね。和田野氏からある方に、島民給与について結論から言って、要するにこの協議会としてつくられたものが実は塩竈市がつくったというふうな証言がされたわけであります。

そうしますと、そういうことについて、私どももちょっと耳にしましたので、改めて聞いたところですよ。

○志賀委員長 伊勢委員、証言ではないです。

○伊勢委員 そういう話がありました。ですから、そうだとするならば、先ほど小野委員が前段述べたところの関係で言えば、塩竈市が領収書をつくったということ自身がおかしいではないかと。こういうふうになっちゃうんですが、

○志賀委員長 それは、話ですから、（「事実かどうか確認させてもらいます」の声あり）そういうことを確認する質問ならいいんですけども、（「確認でいいです」の声あり）

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっとどういうご事情がそれぞれあったかわかりませんが、全くこれについてはうちのほうというか、環境課のほうでは作成しておりません。協議会のほうから提出いただいたものをそのまま調査特別委員会の資料にお出ししているものでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういうことも踏まえて、そういう話が最近出されて、改めて私も確認をしたものですから、再度の確認をさせていただきました。（不規則発言あり）いいですか。確認だけ聞いているんですから、私自身が質問権あるんですから、皆さん根拠がない

というんじゃないくて、午前中聞いた話を私は伝えているだけですから、いいですか。

もう一回。あとそれからもう一つ、午前中聞きましたけれども、72件の関係で、私もちょっと72件の関係でお聞きをした中で、例えば案件の中で午前中確認をさせてもらいました。例えば、これは番号でいきますから。浦戸の島、桂島ですけれども、「浦-00010」こういうところもありますが、例えば請求の中に防じんシートというのがありますね。防じんシートも請求されている。それからもう一つは、「本-00382」というところで足場も組まれている。足場の請求がある。そのほか、例えば「本-000683」というところで交通船、これたしか400トン、台船が400トンと言われているんですけども、交通船、1軒の家で7。交通船が7、台船が2というところの記載、それは「本-000683」というのがあります。

こういうことで、私ども書類を見せていただくと、1軒の家に台船が請求されているということ自身おかしいなと思うんですが、それはどうなんですか。これは、100条委員会で作された資料だからわからないといえればそれで結構です。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと細かいお話でありますので、今手元にも資料ありませんし、議会のほうに提出しておりますので、よろしくご承願います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいまの質問に関しましては、詳細に私どもちょっと拝見しておりませんのでわかりかねます。

済みません。先ほどのことですけれども、市でつくったということは毛頭ございませんので、どういった情報でのご質問かと思えますけれども、なお、私ども改めましてそういったことはありませんということをお知らせさせていただきます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 なければないということでお答えしていただければ結構ですが、私が午前中聞いた中で、その方に聞いたならばそういうお話でしたので、以上で終わらせていただきます。

○鎌田副委員長 交代しました。質問者手を挙げてください。志賀委員。

○志賀委員 じゃ、私のほうからちょっと私質問させていただきます。

まず、今回の瓦れき処理の問題で一番の根幹となるのは、28億円……、浦戸一次仮置き場含めて28億円の事業というものが連絡協議会が元請になったということだと思っておりますが、この連絡協議会を元請とする方針を決断したのはどなたが決断されたのかお聞きしたいと思

ます。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前にも同じご答弁させていただいたかと思います。3月11日、東日本大震災が発災いたしました。その際に、津波警報が解けた後に職員と町現場に行きましたところ、車とか、そういったものが散乱していたと。職員でそれを輸送路確保のためによけようとしたんですが、残念ながらよけ切れなかったと。戻りまして、副市長に私から運搬路を確保しないとこれから大変なことになるので、まずそのことについてもう建設協力会、当時は建設協力会と災害防止協力会というような名称であったかと思います。そちらのほうに大至急人手を出していただくようにということを私からまず指示をさせていただきました。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私が聞いたのは、元請とする方針を出したのはいつかです。一元化については、私は3月11日、12日から津田さんからもう自分たちで動き出したという話はお聞きしております。

元請とする方針を決めたのは誰かということをお聞きしているんですよ。そのところをお答えください。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 そのお話があって、2つの組織がばらばらで行動するというのは大変（「それも聞いていないです。一緒になったというのも聞いています。震災直後にやったというの聞いています。元請だけ聞いているんです。誰が決めたのかというお話」の声あり）ですから、私からその申し出を受けて、早速その手続を進めるようにという指示を私がいたしました。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 一元化の指示は結構なんです。私は、28億円の事業を何で連絡協議会に元請としてそれを決めたのかと。それを誰が決めたのかということをお聞きしているんですよ。市長。私の質問の意味わかりませんか。連絡協議会を一本化したのは私知っています。それで、仕事の一元化したのも知っています。その連絡協議会が窓口になってとにかく仕事の割り振りをしたのは知っています。

ただ、本土も含めて58億円、この事業の連絡協議会を元請となったと。元請とする方針を決めたのは誰ですかと聞いているんですよ。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 初めから金額ありきではなかったと私は記憶しています。（不規則発言あり）質問しているのはそうじゃないですか。金額が五十何億円とか……

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私が聞いているのは、58億円という事業がありましたねと。それで、ここに元請として決めたのは誰が決めたんですかと聞いているだけで、誰だという答えでいいだけです。余計なことありませんよ。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私が指示したということを今お話ししていますよ。私が指示したと今皆さん聞いていると思います。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 市長が言ったのは、一元化を指示したという話だけです。元請を指示したとは答えていませんよ。残念ながら、元請とするという方針を出したのはどなたですかと聞いたら、市長の説明はまた最初に戻って、3月11日震災後に歩いてということでお話しされたわけですから、一元化の指示をしたというだけのお話ですよ。先ほどの。

だから、いいんです。今の答えで。元請とするというのは私が決断をしたというお答えだけでいいわけですよ。私はそこだけ聞いているわけですから。

それで、今度塩竈市としては、協議会の下請に委託、当然会員企業に委託するわけですね。それで、その会員企業の決定については、市としては決定に関与したのか、全く協議会のほうにお任せしたのか、そのところを確認させていただきます。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 再三申し上げておりますが、我々の発注者としての立場は、協議会に委託をするところまででございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。一応発注するという立場だけですね。

そして、発注したということで、ただ、契約書の中には、例えば下請に出す場合は、その下請先を市のほうに連絡することというような文言があったはずですね。そのところで、塩竈市としては、当然その事業を請け負った企業というのは、ご存じだったと思うんですが、その点を確認させていただきます。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 下請という表現は合うかどうかは別にして、まずは元請が連絡協議会、そして、仕事をしていただいたところがいわゆる割り振りをしたということがそれぞれの協議会の構成員等にしております。以上であります。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そして、その構成員の方々からまた下請が、その孫請になるのか下請かわかりませんが、その下に仕事を請け負った人がいたと。ところが、市としてはそこはわからないという、先ほど説明ありましたけれども、わからないではないはずなんです。わかっていなきやおかしいんじゃないですかと私は思うんですが、そのところはいかがでしょうか。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 副市長申したとおり、構成員については存じておりますけれども、そのさ先のいわゆる下請的なところについては、詳細には存じておりません。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、その下請のほうは全く環境課としては、簡単に言うと市というよりは環境課としてはチェックしていなかったという話になってくるのでしょうか。そんなに悩まないとわからないことなの。（不規則発言あり）

○鎌田副委員長 いや、いわゆる協議会が受けていると。その協議会の下はわかっているということですね。その下はどうですかということですね。内形副市長。

○内形副市長 私の立場では協議会の構成員の方が委託を受けて、そして仕事をしたと。例えば危険家屋解体。採択する場合については、我々としては報告をいただく内容となっておりますので、我々としてはその分は私の段階ではちょっと聞き及んでいませんが、どの辺をおっしゃっているのか、ちょっとその辺はお教えいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 再度、じゃ、ゆっくりとお願いします。志賀委員。

○志賀委員 別に構成員の方から仕事を請け負った企業、その中身は市として把握されているんですかという質問です。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 協議会にまず業務をお願いして、当然協議会はその各構成会員に業務を振り分けるというか、そこまでやっておりますけれども、さらにその下で業務の下請と

いいですか、そこから先のほうについては我々のほうではちょっと把握しておらない状況でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、その先はわからないと。その結果が今回の連絡協議会から出していた浦戸で仕事をやった会社が12社あるわけですね。それで、その中で結局12社のうち下請に丸投げしたので中身はわからないと。請求書の内容がわからないと。協議会に一括で請求しましたよということになっているわけです。

そうすると、仕事を丸投げしてわからない企業が何社かある。その中で、例えば使った重機とか人間とか、どうやってはじき出したんですかね。おかしいですよ。

それと、いや、市長笑っている場合じゃないですよ。先ほど話になった資料8の日報、人の割り振りありますね。これと協議会から出てきている人数は、全部合っています。ですから、小山部長が言った、その重機使っている人が別だとかなんとかという、そういう話はありません。オペレーターは、特殊運転士、一般運転手ですよ。特殊運転士の場合はあの表に出ていません。一般運転手、普通作業員、あと軽作業員です。その数は、連絡協議会から市に対する請求書の数と合っています。

ですから、それ以外の人は使っていないはずですよ。そうしないと、請求の根拠がないわけですからね。使った人、使った重機、使ったトイレとか、そういうものがあって初めてその積み重ねが市に対する請求書になるわけです。

ところが、残念ながら、その積み上げた数字が多くが最初から違ってきている。これが事実なんですよ。それで、晃信建設さん、千葉鳶さん、東華建設さん、東華建設さんは5億5,000万円仕事やっています。この会社が請求明細書が一切ない。どういう人を使ったか、連絡をしたけれども、その資料も自分のところに手元にない。連絡協議会は、連絡協議会でその資料一部消しちゃったから出せない。千葉鳶さん、晃信建設さんは、我々は支払い内訳明細書というものが出てきているので、その中で内訳書というもののの中に使用重機、使用した人の明細があります。この明細を求めたところ、企業秘密だから出せないと、ここでこの前証人喚問に来たときにお話ししていました。

何が企業秘密なのか。請求の根幹になる数字ですよ。それが出せないということ自体がおかしいんですよ。

そして、我々は、この特別委員会を開催したと。あと、一番初めに参考人招致で協議会の役

員さんお呼びしました。和田会長に協議会の決算資料を提示してくださいとお願いしました。ところが、その場ではちょっと即答できないので、持ち帰って協議します。それ以来返事1年間ありませんでした。

結局今回の100条委員会での資料精査の結果、あなるほどなど、これでは出さないよなどという、こう実感いたしました。それだけでたらめなことをやっていました。

本来、協議会というのは非営利法人ですよ。市長、それを確認したいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段の（「いや、確認だけでいいですから」の声あり）まず、前段の下請云々の話であります。下請については、受注者が提出することになっておりますので、我々のほうには当然下請があればそういった資料は出していただけるわけですが、出てこないとすれば我々は下請なしで直営でやっていたらいいと（「そんなこと聞いていない」の声あり）そこはそこでご理解いただきたいと思います。

2つ目であります。協議会、まさに非営利ということで、決算書等も出されているというふうに理解をいたしております。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ところが、非営利法人が重機とか、交通船にしてもそうですし、実際にこの下請さんから上がってきている単価と協議会が市に対して請求している単価が違います。その部分だけで1億円近い差額を得ています。

それと、危険家屋解体とあと一次仮置き場の重機の単価とか、交通船の単価が違うんですね。これ、公共事業なのに同じではないんでしょうか。そのところちょっと確認させてください。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっとそれについては、手元に資料ありませんので、ちょっと今お答えできかねる状況でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 いや、資料があるとかないとかじゃなくて、考え方としてどうなんですか。公共事業として。そういう部門によって単価が違うんですか。これ、一応そういった積算見積価格というのは、公共事業の場合ちゃんと決まっていますよね。決まっていないんでしょうか。塩竈市の場合は。市長、お答えください。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 一般論でよろしいでしょうか。私も全ての設定をチェックしているわけではないので、一般論で申し上げれば、例えば先ほど来人件費の問題出ております。普通作業員が幾ら、軽作業員が幾ら、あるいはトラック運転手が幾ら、これはもう共通単価として決まっておりますので、そういったもので契約をさせていただいているものと思っています。

それから、重機械類についても一般的な公共事業に汎用、広く使っている機械でありますので、そういったものについては、一定の共通単価というのがあるというふうに理解をいたしています。

ただ、例えば交通船といったようなものについては、極めて特殊な状況でありますので、そういったものについては、場合によっては見積もりを徴取させていただいて、そういったもので見積単価という形で決めているものもあるというふうに私は認識をいたしているところでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 環境課で単価全部入れてやっているわけですから、当然環境課の人もわかっているわけですが、交通船は特殊、確かに一般的なあれでは出てこないと思いますけれども、ただ、浦戸に通うのに危険家屋解体とそれから瓦れき処理の交通船と単価が違うということ自体が非常に私は考えづらいなというふうに思うんです。

大体実際家屋解体だけで約700隻近い交通船を使っています。それからあと、一次仮置き場では1,300隻近い交通船使っています。先ほど伊勢委員が言いましたけれども、交通船で102軒の家を解体するのに700隻の船で、交通船で通っているわけですよ。そういうのが現実なんですよ。

そして、唯一今回東北重機工事さんだけが一応明細わかる資料を出していただきました。

その明細の請求内容を突き合わせると、東北重機工事さんから請求上がっているのに協議会からは請求が上がってこない重機類が結構あったり、人員も全く違っていたりという状況もわかりました。

ということは、もう最初からでたらめをやってきたんだなというふうにしか私としては思えません。

ただ、そういう団体に対して結局信頼関係に基づいて、この日報も何もチェックずっとしてこなかったという塩竈市の管理状態なわけで、それで、普通であればこれ幾らかかるか……、

大枠の予算は決めても、実際には幾らかかるかわからない、そういったところで日々のデータの積み上げをして、お金を払いますよという事業なわけですから、日々のデータの積み上げが正しいのか正しくないのかだけは最低限行政としてその資料をつくった業者じゃなくて、それから上がってきたものの内容をチェックするぐらいのことはできなかったのかなと。

1,000円、2,000円の事業じゃないですよ。28億円ですよ。それで、もう我々が要求したら、日報はもう膨大な量になるので処分しましたとか、私はちなみに計算しました。A4 2,500枚入っている箱3箱にもないですよ。3箱にも満たないですよ。それが膨大な量になるのかどうかわかりませんが、実態はそうなんですよ。そういうところに市長は信頼関係に基づいてノーチェックで28億円を払ってきたんですよ。

そのところについては、市長はどういう……、先ほど来責任というのは感じていますというお話していましたが、そういうことを予想されていたんでしょうか。それとも全く予想だにできなかったことなんですか。お聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ご質問の瓦れき類については、単価契約という形で取り組んでいることについては、再三特別委員会でご説明させていただきました。1日例えばブルドーザーが何万円、あるいはトラック1台動きますとそれが幾ら、あるいは先ほど来ご説明しておりますが、人が働けば普通作業員であれば幾らと、そういうものの単価契約をまず結ばせていただき、しかる後に一定期間でどれぐらいの金額でできるかということ行政が見積もりをした上で、先ほども担当からご説明させていただきましたが、それらについて向こうから、受注者のほうから見積もりを出していただき、その見積もりによって決定をさせていただくという形をとっております。

今ご質問の積み上げの話であります。基本的には月報の中にそういったものをご報告いただきながら、随時現場のほうに参りまして、きょう何人ここにいる、あるいはどういった機械が動いているということを確認をさせていただいておりますが、その期間中、全てその現場に職員を張りつけるというのはなかなかこれは志賀委員、困難ではないのかなと思っております。

したがって、随時ご訪問させていただきながら、作業状況をチェックをさせていただくということで、今確認とさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局あの事業体の中でチェックができないからこそ、日報とか、その根幹となるデータを日報なりなんなりをきちんと出させるということをなぜやらなかったのか、私不思議ではないですよ。

国民の税金を使うわけですよ。単価契約でしょう。重機で何台使いました。これをきっちりと把握せずしてどうやってお金使うんですか。そこのところですよ。

市長ご自分で10億円の建物、例えばそういうことをやったときに、その会社、任せた会社が下請に出して、それで何人使ったかわからないままお金払いますか。そうじゃないでしょう。そういうことだと思っただけですよ。

それをあたかも日報は出さなくてもいいんだというようなことを業者も方も言っています。口をそろえて。ずっと言い続けていますよ。日報がないことを正当化しているんですよ。ずっと。それに対して市長は、何もお話しされない、何も唱えないです。異を。そうだ、そうだということで、ずっとそこにお座りになっているわけですよ。

その結果がこういう結果になったわけですから、そこのところちょっとお話しください。なぜそういうことが、そういう日報等が必要なくなったのかお話しください。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市としては、1日1日の積み上げを月単位でまとめるという形をとっております。先ほど来職員が足し算を間違ったというのはまさにその部分なわけですよ。（「そうじゃないですよ」の声あり）いやいや、毎日のものを集計して月別に出すということが一つのルールになっておりますから、そういった形で我々は全体の金額については確認をさせていただきながら、あとは先ほど申し上げました。現場に行って、きょう何人出ているかということについては、当然日報等確認をさせていただきながら、この事業に取り組んできたということでございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっとちゃんと教えてくださいよ。私は下請の業者の人がやった日報をちゃんと見たんですかというんだから、連絡協議会がつくった日報、月報は見ていますよ。けれども、その日の1日の人数だって違うわけですから、そういうところをちゃんと管理監督するためには、ちゃんと会員の方々の日報をちゃんともらって、協議会からそれを添付してもらってやるのが普通じゃないですかと。まして28億円の税金ですよと。全部国から出たんだ。

結局使い切りだという形でやられているのかどうかわかりませんが、少なくとも余ったら国に返さなきゃいけない税金ですよ。

その中で、塩竈市がこの二市三町の中で一番トン当たりの処理費用高いんですよ。東松島、先ほど出ましたけれども、塩竈の半分ですよ。そういうことを見ると、やっぱり我々塩竈市民としては、何かそういうところで胸を張れないところがあるなというふうに感じているわけですよ。

そして、なぜ高かったのかなと思うと、そういう実態がわかってくると、ああなるほどこんなところで高くなっちゃったのかなというふうに感じているわけですよ。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段申し上げておりますとおり、この事業については、我々発注者としては下請承認というのが上がってきていないということは、前段にご報告させていただきました。

したがいまして、（不規則発言あり）いやいや、だって今下請の数量とそれから協議会の方の数量が合わない。（「会員のほうです。会員」の声あり）構成員ということでもいいんですか。構成員の方々からの、ですからものについては、環境課のほうでその数字の集計をさせていただいたと聞いておりますし、それはあと担当のほうからお答えをいたしますし、それからもう一つ、例えば浦戸の場合については、土砂の運搬あるいは重機械の運搬ということで、市内に比べて割高になっていることは事実であります。また、その辺については、詳細の単価もお出しできるものと考えているところでございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 改めて課長に聞かなくたって私わかっています。物をさんざん聞きましたから。証人喚問で。

改めてお話ししますと、連絡協議会の事務局が構成員から毎日連絡を受けて、それを積み上げてきましたと。そして、その受けた数量と市に対して請求をあげた数量は全く一致しています。これは一致していきゃおかしい話です。そういうお話いただきました。

ところが、全く一致していない現実がありますよというお話しているわけです。だから、そこでそういう事実が起こったということは、原因としては、構成員の日報というものを、日報と協議会が出してきた日報、月報と照らし合わせをしなかったからそういうことが起きているんじゃないですかと、私お話ししている。

それで、そういうことを起こした原因がその日報を、もう構成員の日報を多分要らない、見

なくていいよと、チェックしなくていいよと誰かが決めたからこういう結果になったんだろうというふうに私思っているわけですが、そういう事実があったのか、なかったのかお聞かせください。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段の部分について私からお答えいたします。

再三繰り返しますが、この事業については協議会のほうに委託をしているわけでありまして、したがって、協議会のほうから完了報告等を受け、それに対して支払いをするということが契約の原則でありますので、まずはその部分であります。

後段の部分については、担当のほうからご説明いたさせます。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 浦戸の仮置き場の管理委託業務等については、先ほどご答弁申し上げておりますとおり、月報をもって集計しておりますけれども、その際日々の日報というのも協議会のほうからはいただいております。

ただ、委員おっしゃるように、それぞれの構成員からの日報が私ども手元にあるかということ、これはございません。ただ、それぞれの仮置き場ごとに月報を拝見して、担当職員がその場で確認して、じゃ今月は1カ月分まとめて月報として上げてくださいという経過があったということだけ確認しております。以上です。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、結局はそういうチェックを怠ったことによってこういう問題が起きているんじゃないかと私お話ししているわけですよ。

28億円のお金をそうやって使ったわけですよ。そこだけですよ。そのところをやっぴりちゃんと認識していかないとだめでしょう。幾ら単価契約です、何です、信頼関係でやっていますと。その信頼関係の先でそういうことをやっているわけですよ。

何回もこの委員会でチェックしたんですか、チェックしたんですかという言葉出ていますよ。各委員から。その都度信頼関係で払っていますと。その結果がこういう結果が見えてきたということです。100条委員会で。

やっぱりこの責任は市長として重いと思いますよ。私。だから、やっぱりそういうことをしっかりと受けとめていただいて、やっぱり今後の市政運営を考えていただきたいと思います。

あと時間でしようから、私の質問を終わります。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 委員長のやりとりを聞いて、迫力に負けてちょっと質問するのあれなんです、瓦れき処理関係なので、見積もり徴取したとか何かとって800万円も安くなりましたというんですけれども、この契約、いわゆる推定数量をもって契約したのであって、上限を決めただけなんですよね。この金額というのを。ページ140ページ、資料の14の140ページとかあるんですが、その金額を決定したのは、推定数量の金額ですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 当然普通に一山幾らという形での発注はできませんので、それぞれ浦戸4島の瓦れき撤去業務を発注するに当たって、瓦れきの発生量がどのくらいあるのかというような算出はさせていただきました。

いろいろな現地に赴いたり、あるいは浦戸諸島の住宅地図を用いたり、あとは当時現地視察で得た情報、写真等や状況メモ、そういったあと住居の面積とかも一応出しまして、1万4,872立米ということで積算想定数量を出して、それで積算をしたという経緯がございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 積算してもらってありがとうございます。

それで、上限、金額、9,320万円ですか。これを上限としたということでもいいんですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 あと協議会も当然現地に行きまして、状況を見ながら見積もりを入れていただいて、その契約金額で受注をしたと。

○志賀委員長 答えが違いますよ。上限としたのかという問いかけですから、したのかしないのかだけお答えください。

○菊池産業環境部環境課長 予定価格は、当然それよりも積算額をもとに予定価格を出しましたけれども、協議会からの見積入札はこの9,786万円で、予定価格以内でおさまっているということがございます。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今菊地委員の質問につきまして担当課長からお答え申し上げます。

上限ではなく、契約金額です。ですから、推計を出して、その推計に対して積算をして、重機あるいは人夫等々積算をして、その契約金額を9,786万円で委託契約金額として契約しております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そして、支払いというのがこの契約書にも書いてあるとおり、出来高払い精算による支払いに決めているんですよね。だから、そこが問題じゃないかなと思うのね。出来高でやっていく。ある程度契約しましたよと。9,320万円でしたよと。それはわかった。けれども、支払いは出来高払いでやっていくということですね。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 通常委託契約の部分は、全て成果品あるいは履行確認をもって全額支払いということになるんですけれども、場合によっては、いわゆる実績払い、いわゆる4回に分けて支払いますよと。その場合、例えばきっちり4分の1じゃなくて、例えばこの部分まででき上がっていますということで、それぞれ例えばこの契約については、年4回支払うということで、7月分、8月分、9月分、10月分に分けてお支払い申し上げたと。それはもう出来高、できた部分について払いましたということです。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、今副市長が出来高を払ったと。それが特別委員会というか、100条委員会なんかでいうと、7月、8月、9月分、資料15でも出されたように、数量が合わない。

だから、その辺の金額、出来高、仕事もしていないのに倍の手ほどきしたり、重機でやったものの搬出というものの数量が1,000立米ぐらい違ってたと。それも請求されて払っているんですよ。

そういうことがあるから、どうなんですかと。だから、出来高払いだったらしていないんじゃない。だったら、払う必要ないんじゃないかなと思うんですよ。単純に。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 資料（その15）で訂正ということでお出し申し上げた資料の206ページでございますけれども、今副市長申しましたとおり、まず、委託契約ということは、基本的に全部終わってからお支払いするということですが、その重機の調達とか、そういったことについてある程度前もってある程度一定程度お支払いしないと仕事がスムーズにいかないというような事情もありましたので、毎月締めた金額をお支払いするというので、お支払いをしておりました。

当初、やはり各島ごとに出された内訳書を積み上げたり積算をする際に、転記ミスがあつてお支払いしておりましたけれども、ちゃんと最終的に出たものは再度議会のご指摘いただい

てから、精査ということできさせていただきましたところ、206ページに書いてあるとおり、余計に支払ったということではなくて、むしろ少し少な目に支払っているというような実態になっておりますので、余計に払っているということではないということをご理解いただければと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 それは違うんじゃないの。だから、資料が最初出してきた、ずっとこの資料15は、皆さんがつくられた訂正したものでしょう。この原本となるものが何を見て信用すればいいの。おかしいですよ。ここで訂正して、金額が間違いありませんといったって、それまでの資料、だから公文書なんですよ、これ。もらったの、我々の。田中委員も言っていたけれども、公文書なんですよ。それが4月に渡して、はい直しましたからといったって、じゃ前のものはどうなるのと。それで我々は2年間も調査してきたんですよ。そして、指摘したら、いや違いました。このくらいの金額違ってました。だけれども、総体的に合っていますって、何を信じればいいんですか。じゃ。おかしいと思いませんか。私はそう思うんですよ。

あともう1点、こういったこの入札関係の資料、人から聞いた話ではだめなのかどうかかわからないんですが、情報公開で業者の方がこの入札関係の資料要求したそうです。情報公開によって。そのときのこの入札の契約関係の資料が入っていなかったという、それは総務課になるのかわかりませんが、やっぱり市民が求めた資料、議会にはちゃんと出ていますよ。いろいろな見積もりどうのこうの、計算。資料を求めた市民の方にはそういったものは入っていないというけれども、やっぱり議会であろう、市民であろう、やっぱり要求されたものが出せるものはちゃんと同じものを出すべきじゃないかなというふうな考えあります。

議会は特別だから出しましたけれども、市民からそういった要求されたものは出さないというのか、それではちょっとやっぱり違うんじゃないかなと思うので、そういった基本的な考え。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 情報公開のほうで請求出される際は、いろいろ具体的にその要求書類がそこに書いておりますので、それに基づいて我々のほうでは公開というか、提出したつもりでございますが、なお、その辺は確認したいと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ聞きたいんですが、5時になるんですけども、我々100条委員会等で証

人の方に来てもらってお話をしたり、聞いたりしております。当局は、100条委員会に入っていないから、やりとりがわかりませんという言葉ありました。

しかしながら、資料要求をすると請求書が千葉鳶さんと晃信建設さん、資料要求して出してくださいと言うと、1回目の資料要求した資料と2回目の資料要求、請求書関係、金額違うんですよ。ということは、そういうのを例えば議会事務局からそういった資料というか、議事録的なものをいただいて、そういう証人喚問なんかで金額合わないんだと。そういうのを支払っていたんでしょう。さっき田中委員も言っていた5,000万円の内訳書だ何だと、そういうものがぼろぼろぼろぼろ出ているんですよ。

100条委員会で当局は出ていないから、いやあと確認しようがありませんと言うかもわからないけれども、議会のこのやりとり、情報というのは全然入っていないんですか。初耳なのかしら。その辺。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 それぞれその日の証人喚問については、議会事務局長のほうからどうだったというようにあれは聞いていますけれども、詳細についてあそこだという部分については、我々承知しておりません。

しかし、議事録ができ上がり次第、あといずれ議会の問題ですので、議会が特に出していいよというような、そういったものをもらえば我々しっかりと勉強させていただきたいと思っております。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 議事録出していいよじゃなく、議事録というのは、これは秘密会議でも何でもありませんし、情報公開の対象になっていますし、そして行政のことをやっているんだから、まだできないのと、早目に求めるくらいで、そして、疑義があることを局長さん言わないかもわかりませんが、やっぱりそういうのを早目の情報をとりながら、今議会で何が起きているのかとか、こういう問題があるよということを認識してもらわないで、このまま議会のやりとりを後で聞きます。

それで、金額がもし違っていた、請求金額が違っていたという場合は、市としてはそれをその業者に返還を求める気持ちはあるんでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 タラレバのお話にお答えするのは大変恐縮であります。ただ、今問題になってい

る出納につきましては、我々としもしっかりとチェックをしながら、あと監査委員ともいろいろ相談をしながら対応をしていきたいなと思っておりますし、先ほどうちのほうの職員のいわゆる錯誤によりまして、非常に議会に提出した資料に誤差が出ているということにつきましては、我々本当に担当部長も先ほど陳謝申し上げましたが、私も本当に申しわけないと思っておりますし、今回15の資料として出させていただいたものについては、本当に差しかえ的な意味合いで出させていただいておりますし、その影響につきましては、県あるいは会計検査をしていただいているところもございますので、こういった部分というのは、関係のほうにもきちんと協議、報告をしながら、一定程度の指導を仰いでいきたいと思っております。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 この震災が起きて58億円くらいの金額が復興関係、瓦れき、解体から何から出るというとき、当時の佐藤英治議員がこういう莫大な復興予算が来ると外部監査を導入したらいいんじゃないですかというふうな意見もありました。そういったものをまた思い起こせば、平成24年の4月に当時のニュー市民クラブでも外部監査の導入を市長のほうに提言というふうなのを出しておりました。

そんな意味で、会計監査のほうからあとどういう報告を受けるかわかりませんが、市としてもやっぱり外部監査の導入、この瓦れき処理関係だけでも外部監査をお願いして、もう一回洗い直してもらおうというふうなお考えとかはないんでしょうか。もうこれでいいんだと。100条委員会で金額違ったりなんざりして上がってきたものの処理の問題とそういった、もう一度外部監査をお願いして見てもらおうというふうな考えないんでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今菊地委員から外部監査についてということ、ご提言ございました。外部監査については、いろいろ制度ございますので、ちょっと今ここで詳しいお話できませんが、うろ覚えでは包括的な部分と個別的な外部監査というものがございます。

それが今回それになじむかどうかということについては、ちょっと今お答えできかねますし、少なくとも本市の監査制度がございます。これについては、先ほど申し上げましたとおり、この今回のケース、監査のほうともしっかりと協議しながら、この数字のあり方、訂正とは言いません。数字のあり方についてしっかりと我々対応してまいりたいと思っております。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 なぜこういうことを聞くかという、結局市長とのやりとりをしていたりして、何回もこういった会議とか臨時議会なんかでも質問しました。チェックしたんですかと。だから、そうすると市長は、協議会から出されてきたものはちゃんともう間違いなくやっていますと。我々はそのとき、それはわかっていますよと。協議会から出されたのをやっていたのはわかるよと。しかしながら、その先なんだよと。何回も先ほども志賀委員長が質問されていましたが、我々はそこが問題あるんじゃないかとずっと質問していたんですよ。

その結果が今回こういった問題まで発展したんじゃないかなと思います。

だから、もっと本当にチェックという言葉がいいか、それは私は検収したんですかと。チェックじゃなく、検収ちゃんとしていたんですかと、そういう質問していたんですが、されていなかったんじゃないかなというふうな思いがあって残念であります。以上で終わります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうから確認をちょっとしておきたいんですが、先ほど菊地委員が瓦れきの運搬業務の中で、それを推定をして契約をします。そして、出来高で3カ月でしたっけ、分けて、4カ月でしたっけ、分けて払っているということなんです、そうすると、その分けて払っているというのは、いわゆる実績を上げてもらって、月ごとに支払いをしたということなんです。

そうすると、例えばこの瓦れきを例えば100トンだったら100トンというふうに算定して算出したとすると、実際はその実績がかなり下回ったとか、ないしはかなり上回ったという場合はどういうふうになるのか。

そうすると、先ほどのあれは、いわゆる契約としてもう決まっているので、その実績は毎月あれでとりあえずは上げてもらって支払いはするが、最終的にはその契約金額でなるという、そういう説明だったようにとれたんですが、そういうことでいいのか。それとも実績で少なかったら少ないどまりで終わっちゃうのか。オーバーすればオーバーした分になるのか、そこをちょっと確認しておきたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 積算額をこちらで出しますけれども、それに実際やってみて、数量がとてもそういう数量に至らない場合とか、当然それよりも多い場合というようなことがございます。ケースとしては、そういうケースもあるかと思っています。

その場合は、ちょっと私も契約そういうのはあれですけども、それぞれ市や請け負った業者との間で協議を持ちまして、契約額の変更でありますとか、そういった協議を行って、再度その辺を練り直しながらやるというふうなのが通例になっていると思います。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、もともとその算定して契約した、そのとおりにはないということでもよろしいんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そういう形になろうかと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今回の瓦れきの運搬については、そのとおり金額支払われているということは、算定数量とぴったり合っているということなんですか。少しも狂わずに。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今回出した資料、転記ミスの関係できちんとその辺見直した数量でお出ししていますけれども、当然ちょっと積算の数量とは当然びたっと一致するものではないかもしれませんが、今言ったように、業者さんからの契約変更の申し出もないような形でありますので、この委託契約金額で請け負って、その業務が完了したということでございます。

基本は、浦戸4島の瓦れきが全部片づいて、仮置き場のほうに持っていかれたという業務の遂行を確認して、それで金額を支払っているということでございます。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 現実数量は違っていたんですね。そうすると、ぴったり同じ金額で済んじゃうという、そういうマジックというのか、それはちょっと変ではないかと私は思うんですが、それについては、それでいいんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今回（その15）のほうの206ページでお示したとおり、当初見積もりいただいた金額が9,786万円ということでございまして、税込みで、済みません。税込みの金額ですと9,786万円になるかと思っております。よろしいでしょうか。

それで、本来であれば当初積算した金額と大幅に異なって、こういった部分不足がある、あるいはもう少し多いとかという過不足があった場合には協議を行って、変更契約ということもあり得るといふことかと思えますけれども、今回の場合は、当初積算した103億円に比べて104億7,900万円ということで、協議の申し出がなかったということで、支払いのほうは……、済みません。1億300万円の積算に対しまして1億479万2,000円ということで、大体2%弱の金額の差だったので、協議がなくて、この金額で契約のほうをお支払いを終わらせたというような経過でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 大きな差異がなかったもので、その金額でいったという、そういう話でいいんでしょうか。

あと、ちょっと細かなところ、僕資料持っていないので、志賀委員と交代したいと思います。

○鎌田副委員長 交代しました。志賀委員。

○志賀委員 私のほうからも一つだけ、ちょっと確認させてください。

先ほどからちょっと前半で質問した危険家屋解体の委員会での資料要求に対する件なんですが、100条委員会としては、危険家屋解体72件に対して実施数量指示書、積算設計書、精算設計書、業務報告書、この4点を求めました。

ところが、提出できません。まとめる当たり原本が塩竈市災害復旧連絡協議会へ返却しているためという文言がありました。

そして、連絡協議会、本来だったらこれ原本は市のものですから、市が連絡協議会に返還要求して、我々に出すべき書類だと私は思うんですね。それを我々がまた委員会が協議会に資料要求しなきゃいけない。そういうおかしなことを我々やっているわけですよ。

それから、連絡協議会から出てきた資料は、ここに掲げた4点の資料と全く別物が出てきました。1つは業務指示書、1つは撤去業務実績数量表というのかな。それで、ここで一つ疑問に感じたのは、結局本当は出てこないから、当局を資料提出要求拒否で告発できるのかなとも思ったんですけれども、そこはそこで、またこれからの課題なんでしょうけれども、連絡協議会から出てきた、先ほどの資料、返却したから出てきた。戻したから連絡協議会が出てきたんでしょうね。

けれども、連絡協議会から出してきた資料が業務指示書、これ市長印の押されている書類なんですね。それと、撤去数量実績表かな、そういうのが出てきました。違うものが出てき

た。

それで、ここで疑問に感じたのは、業務指示書が協議会から我々に出されてきました。ところが、その業務指示書は、市長印が押してあるわけですから、本来であればそれは4年前の書類でなきゃいけないわけですね。そここのところちょっと確認したいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 その当時の危険建物解体に当たって、我々のほうで資料、その業務指示書を作成して、協議会のほうに提出して指示といいますか、作業をお願いしておりますので、そういうことになろうかと思います。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そこで、4年前の当然戻ってくるんだろうと思ったんですが、日付がないんですよ。この文書。それと、真新しいんですよ。全部が。ということは、誰かが後からつくった資料なんですね。

そうすると、市長印の角印はじゃ誰が押したのかと。ミステリーです。総務部長、記憶ございませんか。

○鎌田副委員長 市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 市長印といいますのは、総務課のほうで押印をさせていただきます。その際には、当然原議決裁を持ってきて、それでその決裁を受けたということを確認した上で、必要な書類に公印を押印させていただくということになりますので、後から例えば何年か前の書類に対して公印を押すということは基本的にあり得ないというふうに我々は解しております。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 いや、何年か前じゃなくて、紙が真新しいの。判こも真新しいの。全部真新しいんです。とても4年もたった紙に見えないんです。4年たった紙というのは、やっぱりくたびれていますから、4年間たつと。

ということは、誰かが新しい資料、書類つくって、誰かが新しい判を押したということなんですよ。

そうすると、役所しかその判こがないということは、役所の誰かが押したんだろうなというふうにしか考えられないわけですね。

だから、考えられないことが現実に起きているんですよ。だからミステリーなんですよ。

不審に思われるなら、隣の議長応接室にその書類1束になってそろっていますので、見ていただければおわかりになると思います。これは誰が見ても新しいです。日付も全部ありません。それが連絡協議会から資料として我々に提出されました。

ここで答えは出てこないかもしれませんが、そういう事実があるということをここでお話しさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 連絡協議会は任意団体なんですよ。それで、銀行通帳が3つ出てきたんですよ。金融安定化法違反の疑いを感じられるんですよ。それだけは確認してくれたんでしょうか。そういうことだけです。1点だけです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 我々のほうでそういった確認はこれまでのところしていないと思います。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。それだけ確認です。

それにもう一つ、その通帳をつくる際、市役所が関与していたかどうか、1点だけ教えてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 通帳のいわゆる口座につきましては、我々は一切そういうのは関知しておらない中で、支払うに当たっては、当然口座名は後からお聞きしますが、そういうことでございます。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。それだけ確認したかったんです。よろしくお願いします。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 以上で本日の会議を終了します。どうもご苦労さまでした。

午後5時15分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志 賀 勝 利

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会副委員長 鎌 田 礼 二